

信用金庫論

－ 制度論としての整理 －

成城大学教授

村本 孜

【第4部】信用金庫の存在意義

10. 中央組織・中央機関

[10.1] 中央組織・中央機関の存在

- (1) 協同組織金融機関の特色 ー中央組織による規模の利益の実現ー
- (2) 日本の協同組織金融機関の中央機関 ー信金中央金庫を中心にー
〔信金の決済機能・資金運用機能〕
〔金融サービスの提供と個別信金の業務補完〕
〔業界の信用力の維持・向上 ーセーフティネット機能ー〕
- (3) セーフティネット機能
〔相互援助資金制度〕
〔預金保険制度の適用を前提とした破綻処理〕
〔相互援助資金制度の縮小〕
〔信用金庫経営力強化制度〕
〔15%ルール〕

[10.2] 中央機関のあり方の長期的課題

11. 市場経済・市場主義・グローバリズムと株式組織・協同組織

[11.1] 市場主義

- (1) 市場主義
- (2) 経済思想の嚆矢
- (3) 経済思想の系譜
- (4) 現代の経済思想

[11.2] グローバリズムへの批判

- (1) グローバリズム
- (2) グローバリズムへの懐疑
- (3) ギデンズの整理

[11.3] 地域金融機関・中小金融機関

- (1) 地域金融機関
〔地域金融機関の概念〕
〔地域金融機関タイプ2〕
- (2) 中小金融機関という表現

[11.4] ソーシャル・イノベーションとしての協同組織金融

- (1) ソーシャル・イノベーション
- (2) 信用金庫のソーシャル・イノベーションへの取り組み

- [11.5] むすび —ライン型資本主義との関連—
12. 繰り返される課題
- [12.1] 繰り返される同質化論
- (1) 同質化論
 - (2) 信用金庫の融資対象の特性
- [12.2] 会員制度の形骸化
- (1) 会員制度の実態
 - (2) 会員制度によるガバナンス
 - (3) 会員制度に拠らないガバナンス
13. 結び —信用金庫の存在意義の確認
- [13.1] プロシクリカリティ (Procyclicality) の問題
- (1) プロシクリカリティ (Procyclicality)
 - (2) バーゼル合意 —自己資本比率規制
 - (3) バーゼル合意とプロシクリカリティ
 - (4) 協同組織金融機関とプロシクリカリティ問題
- [13.2] ゲーム理論による説明 —協同組織金融機関の存在意義
- (1) 異なる目的関数をもつ経済主体の存在
 - (2) 協同組織金融機関と金融システム
 - (3) ゲーム理論と協同組織金融機関
- [13.3] リレーションシップ・バンキングと信用金庫 —非効率性
- (1) 地域金融の担い手
 - (2) 信用金庫のリレーションシップ・バンキング (1)
 - (3) 信用金庫のリレーションシップ・バンキング (2)
 - (4) 信用金庫という協同組織
 - (5) 中央機関の存在
 - (6) 信用金庫の非効率性
- [13.4] 法的起源論と協同組織
- (1) 法的起源論
 - (2) 大陸法 (シビル・ロー) と英米法 (コモン・ロー)
 - (3) 法的起源説 —LLSV仮説—
 [LLSV仮説]
 [LLSV仮説に対する反論]
 [LLSの再反論]
 - (4) 世界銀行の研究
 [経済発展と金融システム]
 [金融システムと法的起源 (law origin)]
 [日本の金融システムとの関連]
- [13.5] 神田 [2007] の整理
- (1) 神田教授の所説
 - (2) 神田所説に関連して (1) —税制との関連—
 - (3) 神田所説に関連して (2) —ガバナンス—
- [13.6] 総括

10. 中央組織・中央機関

[10.1] 中央組織・中央機関の存在

(1) 協同組織金融機関の特色

－中央組織による規模の利益の実現－

協同組織金融機関の特色は、地域密着する単位組織とそれを束ねサポートする存在である中央組織・中央機関が併存することにある。中央組織というのは、個別の金庫・単位組合の余剰資金を吸収して運用したり、地域毎での資金過不足を調整したり、個別機関では対応できない証券業務・信託業務・保証業務・保険業務・システム構築等を実施し、合併・統合によらないで、種々の固定費用を節約するので、規模の利益を実現可能にする存在である。

さらに、個別機関に対する事前的経営相談等を実施し、資本金の増強等の資金支援と経営に対する支援・人材派遣等も実施する。ここでいう中央組織は、金融業務を行なう事業中央機関である。協同組織金融機関の場合、このほかに中央機関として、信用金庫であれば、全国信用金庫協会が存在し、業界のニーズを行政と交渉したり、研修を行ったり、広報活動を行なうなどの機能を持ち、中央組織と2人3脚で行動している。

相互組織形態では、相互扶助という特性では共通であるが、相互組織には中央組織がないので中央組織の補完機能がなく、個別機関

の経営が自己完結的であるという点で相違する。協同組織が狭域高密度という経営が可能なのは、狭域で発生する地域集中リスクを中央組織経由で緩和可能だからである。

したがって、中央組織をいかに設計するのかが協同組織金融機関の課題である。協同組織をいち早く整備したドイツでは、地区の連合組織が単位組織に対する検査を行なうほか、相互支援のための基金を有する^{(注)102}。フランス・オランダでは金融機能を有する中央機関に単位組織に対する監督・検査の権限が付与されているほか、中央機関と単位組織間では相互保証(クロス・ギャランティ)が行なわれている。ドイツとフランスの中央組織は株式会社化している一方、オランダでは中央組織のみに銀行免許が付与されている^{(注)103}。協同組織金融機関の展開が進んでいるEUでもその形態は区々である。

(2) 日本の協同組織金融機関の中央機関

－信金中央金庫を中心に－

信用金庫は1951(昭和26)年の信用金庫法がその出発点であるが、その前身は市街地信用組合で1917(大正6)年に産業組合から分枝し、1943(昭和18)年に市街地信用組合法として単独法されたことに由来する。産業組合時代まで遡れば、1900(明治33)年が大元である。設立後の信用金庫は都市部を営業地区の範囲としていたので、中小企

(注)102. 11の地区監査連合会による単位組織の監督・経営指導とBVR(全国レベルの非事業組織)による金融機関保護基金の運営。ドイツのDZグループは2層組織が殆どだが、一部3層組織からなるものもある。3段階でも全ての機関が銀行免許を受ける。

103. グループ内の相互保証は中央機関と単位組織、単位組織間の相互保証である。フランスのCredit Agricole とオランダのRabobank は参加の単位組織の検査・監督を行なう。フランスのCredit Agricole は3段階で、地区毎の地域銀行は39行、その傘下の地元金庫は2,600組合あり、非銀行である(銀行免許は持たない)。オランダのRabobankグループも銀行免許は中央機関のみで単位組織の183組合は非銀行である。

業層を中心に業務・業況を拡大し、信用組
由来の協同組織性と中小企業者の資金ニーズ
に対応するための金融機能の強化という金融
機能性を追及し発展してきた。協同組織金融
機関の特色である中央組織として信金中央金
庫（以前は全国信用金庫連合会と呼称）が機
能してきた。

信金中金は、単位組織の信用金庫を会員と
する協同組織金融機関で、以下の機能を担う。

〔信金の決済機能・資金運用機能〕

信金中金は、信用金庫間の決済機関として
の役割を担い、2007（平成19）年度に254兆
円にのぼる内国為替の決済を実施。信用金庫
が取り扱う公共料金等の決済も、信金中金を
仲介する。さらに、証券のペーパーレス化の
進展に合わせ、信用金庫が信金中金を利用し
て集中処理できるよう、一般債振替制度に直
接口座管理機関として参加し、信用金庫の口
座管理を行なうほか、外国為替業務などの国
際業務の補完も実施する。信金中金には、信
用金庫間の地域的・季節的な資金需給を調整
する役割もあるが、現在では、その役割が信
用金庫の余裕資金の効率運用を図ることに移
り、近年、中小企業の資金需要の低迷にとも
ない、信用金庫からの預金が増加傾向で、こ
れらの資金を国内外の有価証券や貸出で効率
的に運用し、その成果をさまざまな形で信用
金庫業界に還元している。

〔金融サービスの提供と個別信金の業務補完〕

個別信用金庫のみで対応を図ることが効率
的でない業務等につき信用金庫のニーズを迅
速かつ的確に捉え、信用金庫の顧客向けサー
ビスの向上ならびに信用金庫の競争力向上に
資するよう、信用金庫の業務機能を補完す
る。業界の中央金融機関として、顧客ニーズ
の多様化・高度化、他業態との競争激化、よ
りレベルの高い経営管理態勢構築の要請と
いった信用金庫を取り巻く経営環境の変化に
迅速に対応し、グループ一体となって、魅力
ある金融商品やサービスの提供を行なう。具
体的には、内国為替業務・外国為替業務・代
理貸付による中小企業・個人への貸出・個別
信金の研修生受入れによる人材育成支援と
いった伝統的な業務補完のほか、デリバティ
ブを活用した預金の提供、投信窓販業務の推
進の支援、信金中金の市場関連子会社による
商品提供、個別信金向け長期固定金利貸出の
提供（個別信金の長期固定金利貸出を可能
に）、しんきんMEサポート（設備担保信用
補完制度）の提供、中小企業等向けシンジ
ケートローン組成のサポート、個別信金の
PFIサポート等を行なう^{（注）104}。

信用金庫業界のネットワークを活用した
サービス展開の支援、信用金庫が行なう地域
振興・中小企業経営改善の支援など、信用金
庫の業務機能を積極的に補完する。加えて、
ALM支援や有価証券ポートフォリオ分析等、
運用投資相談を通じて、信用金庫の収益向

（注）104. 2008年3月末のデータで、デリバティブ活用預金は定期預金で1,0939兆円、積立定期預金で4,052億円、投信の窓販残高は7,024億円、長期固定金利ローンサポートは68金庫・1,087億円、設備担保信用補完は133金庫が申込、シンジケートローン組成サポートは11件のアドバーザー業務と6件のアレンジャー業務、PFIサポートは16件。

上・リスク管理体制強化への支援を行なう。信金中金は、信用金庫に委託してその取引先である地域の中小企業や個人事業主等へ融資を行なうなど、信用金庫の融資業務の補完を行ない、最近では前述の、地域におけるPFI事業やシンジケートローンにおいて、信用金庫と一体となった融資を行なうなど、信用金庫の新たな融資業務についても積極的な補完に取り組んでいる。このほか、ビジネスマッチング支援・貿易投資相談・M&A支援・ベンチャーキャピタル支援・地域振興・中小企業リスクデータベース（SDB）の運営を行っている。

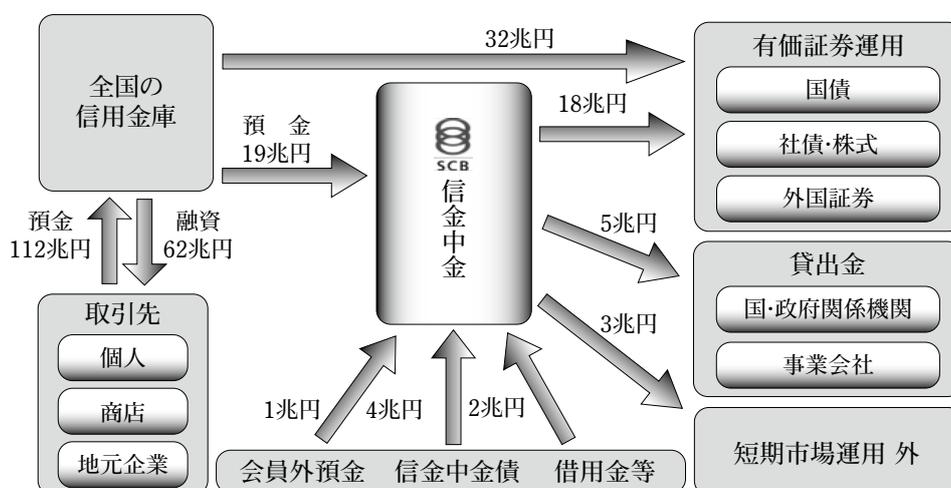
〔業界の信用力の維持・向上 ―セーフティネット機能―〕

信金中金は、信用金庫業界のコンサルタントおよびホームドクターとしての役割を担い、信用金庫経営力強化制度および信用金庫

相互援助資金制度と業界のセーフティネットを適時・適切に運営するとともに、日常的に信用金庫の経営分析、信用金庫に対する経営相談、信用金庫への資本供与などを通じて、信用金庫業界の信用力の維持・向上を行なう。

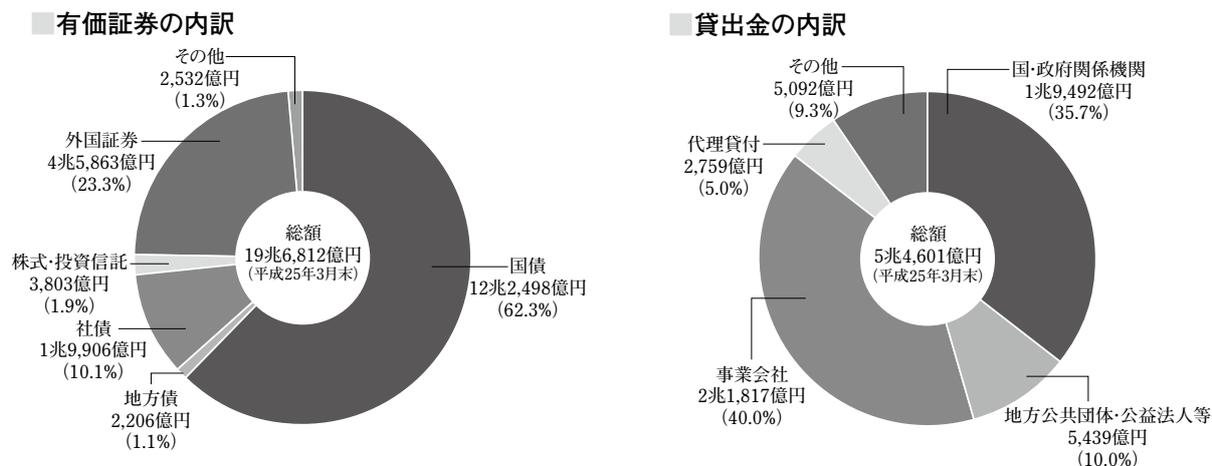
業務的には、主に信用金庫から預金を受入れるほか優先出資などで市場から資金を調達し、国・政府関係機関、地方公共団体、公共・公益法人、内外事業会社等への融資を行ない、信金中金本体および子会社を通じて、金融機関の付随業務である公共債の引受け、私募債の取扱い、個人ローン保証等の業務および金融機関の周辺業務である信託、証券、投資顧問、投資信託、確定拠出年金、ベンチャーキャピタル、M&A等の業務を行っているほか、単位組織の個別信金からトレーニーとして人事を受け入れ、教育・研修を実施している。

図表27 信金中金を通ずる資金の流れ（2007年度平残）



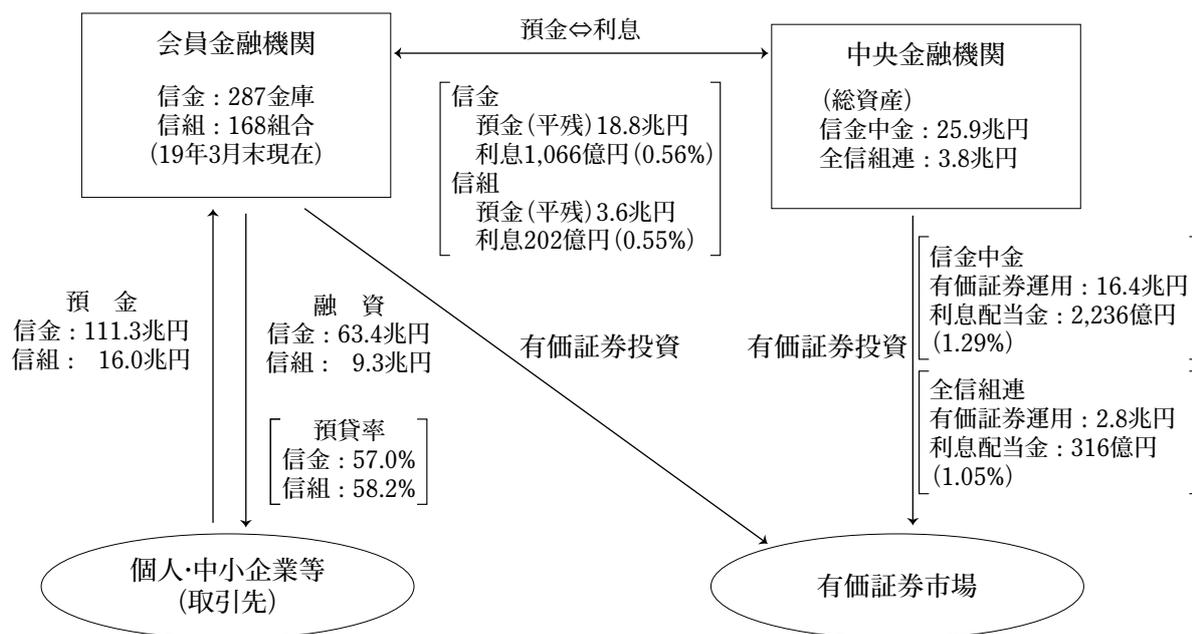
(出所) 金融審議会協金WG資料
http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/dai2/siryou/20080704/03.pdf

図表28 信金中金の貸出・有価証券運用状況



(出所) <http://www.shinkin-central-bank.jp/company/duties/guidance.html>

図表29 協同組織中央機関の余資運用について



(注) 計数はいずれも19年3月期
 (出典) 各業界団体、金融機関公表資料
 (出所) 金融審議会協金WG資料
http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/dai2/siryu/20080328/02.pdf

他の協同組織金融機関の中央機関の機能を整理したものが、**図表30**である。信用金庫・信用組合は債券発行を除くと、ほぼ同じである。農協の中央機関である農林中央金庫との相違は、個別機関との関係性にある。

JAバンクシステムでは中央機関である農林中金と構成員の農協との関係性は、個別の農協に余裕金が発生した場合には、上部団体の信連に3分の2以上の預託が義務付けられている（信連は農中に2分の1以上の預託が義務付けられている）ほか、農中が構成員に対して行なう指導には法的根拠があり、構成員が遵守すべき基本方針には破綻未然防止に向けた体制整備、余剰資金の運用、JAバンク支援基金への資本支援財源拠出等が規定さ

れ、基本方針を遵守しない構成員に対するペナルティ（勧告・警告・強制脱退の措置）も規定されて、強い関係性となっている。

これに対して、信金中央金庫も事前かつ日常的に個別信金の経営分析・経営相談等を行ない、とくに資本支援した場合には覚書を締結して必要な指導を行なっている。信金中央金庫の場合には、会員である個別信金とは契約ベースの関係で、関係性に強制力を伴うことはない。この関係性の強化を金融審議会協同組織金融機関WG2009年中間論点整理は求めたともいえるが、現実には強制による全単位組織を網羅するには人員等の面で制約もある。

図表30 協同組織金融機関の中央機関の機能

	信用金庫	信用組合	農業協同組合（信用事業）
中央機関	信金中央金庫	全国信用協同組合連合会	農林中央金庫（農中）
構造	信用金庫を会員とする全国レベルの組織	信用組合を会員とする全国レベルの組織	・農業協同組合（JA） ・JAが会員となっている都道府県レベルの信用農業協同組合連合会（信連）等を会員とする全国レベルの組織
会員の指導等			
根拠法令等	自主的取組み	自主的取組み	農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再建及び強化に関する法律
資料等の提出・報告	信用金庫経営力強化制度（経営分析制度、経営相談制度）により、経営分析、経営相談等を実施	信用組合経営安定支援制度（モニタリング制度、監査・指導制度）により、経営分析、助言・指導等を実施	・経営管理資料等の提出 ・行政検査・JA監査等の指摘事項について報告 ・必要に応じ、オンサイトモニタリングを実施
経営改善			自己資本比率・体制整備状況等に応じ、経営改善に向けた取組みを義務付け
資金運用制限			自己資本比率・体制整備状況等に応じ、資金運用を制限
資本増強	・信用金庫経営力強化制度（資本増強制度） ・信用金庫相互援助資金制度	・信用組合経営安定支援制度（資本増強支援制度） ・全国信用組合保障基金制度 ・合併支援資金制度	自己資本比率・体制整備状況等に応じ、支援前提条件の充足により、指定支援法人による支援実施（農中・信連・JAは、毎年度、指定支援法人への財源を拠出）
余裕金の預入れ	任意	任意	JA→信連 3分の2以上 信連→農中 2分の1以上
債券の発行	○	—	○

※ 農林中金が信連・JAに対して信用事業の強化等に必要な指導を行うため、「農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律」（再編・強化法）第4条に定める「基本方針」を定めることとされている。

※ 農林中金による会員の指導等は、再編・強化法（報告制限等）や「基本方針」に基づき実施され、基本方針を遵守しない会員に対しては、勧告・警告・強制脱退の措置が講じられる。

（出所）金融審議会協金WG資料

(3) セーフティネット機能

協同組織金融機関の中央機関の重要な機能は業界のセーフティネット機能である。信用金庫業界では従来、相互援助資金制度を運営してきたが、それを発展させて2001年から資本増強制度（経営力強化制度）を導入した。相互援助制度は、経営困難に陥った信用金庫が合併等により困難を克服しようとする際に、資本増強制度だけでは対応できない例外的な場合において、全国11地区の信用金庫協会長等を構成員とする運営委員会の審議を経て、財政的支援を行なう、という位置付けになっている。

〔相互援助資金制度〕

信用金庫業界では、業界内に設けられた援助制度が、破綻処理において大きな役割を果たしてきた。信用金庫の相互援助体制は、業界内で発生した信用上の問題は業界内で処理し、問題解決にあたっては業界の総合力を発揮して対処するという基本理念のもとに、1971年（昭和46年）10月従来の「預金支払準備に関する制度」（1962年（昭和37年）5月創設）を発展的に解消し、「信用金庫相互援助資金制度」（相援資金制度）を創設し、全国信用金庫連合会（全信連。2000年（平成12年）10月より信金中央金庫）固有の制度である「預金支払金融融資制度」及び「振興基金制度」とともに相互援助体制が拡充された。

相援資金制度における援助財源は、各信用金庫の預金・積金合計額の一定金額を相互援助預金として全信連に預入れ、全信連は信用

金庫から預入れを受けた相互援助預金を被援助信用金庫に定期預金をもって預替えることとしている。

相援資金制度は、信用金庫の経営環境が厳しくなり、援助案件が増加するとともに、何度か改正を行なった（1982年、1990年、1992年）。また、1996年10月からは、金融自由化の一層の進展やバブル経済の崩壊の過程で信用金庫業界の信用秩序の維持・向上をはかる必要が高まったため、新しい相援資金制度が運営された。新しい制度では、①個別の信用金庫を救済するのではなく、信用金庫の合併等に対して資金援助を行なうこと、②預入総額は預金・積金合計額の0.25%に相当する額を基準とし、全信連は当該信用金庫に定期預金をもって預替えること、③相援資金制度の援助財源は、各信用金庫は預入額の合計額に預替利率から預入利率を差引いた率を乗じた額を、全信連は従来通り全国信用金庫の負担額の10%に相当する額を負担すること、④1援助先に対する資金援助は、相援資金制度の援助財源から60%、地区内信用金庫から20%、全信連から20%とすること、が定められた。

1999年（平成11年）3月までの相援資金制度の主な適用例は図表31の通りである。初期の東洋信用金庫及び釜石信用金庫を除き、業界内において信用金庫の破綻処理が進められた。例えば、武蔵野信用金庫の処理では、1996年9月に経営破綻に陥っているとのマスコミ報道がなされたが、97年3月相援資金制度を活用した業界内処理の枠組みにより事態の收拾が図られた。

図表31 主な相互援助資金制度等の適用金融機関

処理日	対象金融機関	処理方式	備考
1991年 9月17日	長万部信用金庫	北海信用金庫が合併	1991年5月28日合併調印
			1991年9月頃振興基金の適用
1992年 3月10日	桐生中央信用金庫	桐生信用金庫が2金庫を合併	1992年3月10日適用（融資）
	上毛信用金庫		(1995年3月10日完済)
1992年10月 1日	東洋信用金庫 ^(*)	府下18金庫に事業譲渡のうえ三和銀行が合併	1992年10月1日適用（贈与）
1993年 9月30日	釜石信用金庫 ^(*)	岩手銀行ほかに事業譲渡	1990年12月3日適用
			1992年1月24日追加支援
			1993年5月24日破綻公表
			1993年7月30日債権買取会社設立
			1993年9月30日適用（融資）
1993年11月30日	西陣信用金庫	伏見信用金庫が合併（京都みやこ信用金庫に改称）	1993年11月30日適用（融資）(1996年11月30日完済)
			2000年1月14日破綻
1994年 3月31日	中津信用金庫	中津信用金庫が昭和信用金庫を合併	1991年8月1日中津信金に対して適用（融資）
	昭和信用金庫		1994年3月31日昭和信金に対して適用（贈与）
1995年 4月 1日	土崎信用金庫	秋田信用金庫が合併	1989年10月2日適用（融資）されたが経営再建は難航
			1995年4月1日合併に際して適用（贈与）
1995年10月16日	新見信用金庫	備北信用金庫が合併	1992年8月3日適用（融資）
			1995年10月13日適用（贈与）
1996年 8月26日	青森信用金庫	北奥羽信用金庫が合併	1992年8月3日適用（融資）
			1996年8月23日適用（贈与）
1996年10月 7日	浅草信用金庫	朝日信用金庫が合併	1995年10月2日適用（融資）
			1998年3月31日朝日信金に対し融資を取りやめ贈与を実施
1996年10月21日	行橋信用金庫	北九州八幡信用金庫に事業譲渡	1985年3月経常赤字（多額の回収不能金発生）
			1985年7月全信連、九州北部信用金庫協会の21金庫が35億円の金融支援
			1992年6月全信連、地銀3行、九州北部信用金庫協会が300億円の低利融資
			1996年3月19日事業譲渡と解散を発表
			1996年9月頃北九州八幡に対し適用

処理日	対象金融機関	処理方式	備考
1997年 3月17日	武蔵野信用金庫	都下5金庫に事業譲渡のうえ王子信用金庫が合併	1996年9月9日経営破綻の報道
			1996年9月12日相援資金制度適用による処理策公表
			1996年12月16日東信協内に不良債権買取機関を設置
			1997年3月14日適用（贈与）
1997年 3月24日	能代信用金庫	大曲信用金庫が合併（秋田ふれあい信用金庫に改称）	1987年頃主取引先の木材業界の低迷で業績悪化、適用（融資）
			1995年5月2日秋田銀行へ事業譲渡・清算するとの報道により預金流出
			1996年4月20日全信連を通じて大曲信金に合併要請していることを発表
			1996年10月15日合併契約調印
1997年10月13日	岩内信用金庫	北海信用金庫が合併	1997年10月9日適用（贈与）
1997年11月 4日	大阪中央信用金庫	大阪市信用金庫が合併	1997年3月自己資本比率が低下（当初は相援適用求めず→多額の不良債権が判明）
			1997年10月31日適用（贈与）
			（支援必要額の60%を大阪市信用金庫が負担、地区負担分20%も同金庫が負担、全信連が20%拠出）
1998年 2月16日	両総信用金庫	千葉信用金庫が合併	1998年2月13日適用（贈与）
1998年 3月16日	第一信用金庫	永楽信用金庫が大恵信用金庫とともに合併（わかば信用金庫に改称）	1998年3月13日適用（贈与）
			2000年4月21日わかば信金破綻公表
1998年 3月23日	津軽信用金庫	あおもり信用金庫が合併	1998年3月20日適用（贈与）
			1998年3月23日(社)東北しんきんファクタリングに不良債権の一部を売却
1998年 9月28日	箱根信用金庫	さがみ信用金庫が合併	1998年9月25日適用（贈与）
1999年 1月 4日	中央信用金庫 協和信用金庫	東武信用金庫が大東信用金庫とともに合併（東京東信用金庫に改称）	1998年12月30日適用（贈与）

(出所) 預金保険機構『(資料) 金融機関に対する監督制度の変遷』
<http://www.dic.go.jp/katsudo/chosa/yohokenkyu/200509-4/4-8.html>

〔預金保険制度の適用を前提とした破綻処理〕

1996年（平成8年）10月の大幅な制度改正以降、合併等による業界の再編に寄与してきたが、相援資金制度の適用を受ける信用金庫の数や援助額の増加に伴ない、援助財源に不足をきたすに至った。こうした状況から相援資金制度が改正され、原則として預金保険制度の適用によることとした新しい相援資金制度の運営が1998年10月より開始された。改正点は、①資金援助の財源の全信連の負担額を全国信用金庫の負担額の20%に相当する額とすること（従来は10%）、②資金援助の額及び期間を運営基準で定めること（50億円を限度とし、期間は7年以内）（従来は特に定めなし）、③資金援助の拠出割合は援助財源から70%、全信連から30%とすること（従来あった地区拠出を廃止）、④資金援助先の金庫名及び援助額を全信協会長及び各信用金庫理事長に報告することである。一方、預金保険制度を適用すると、破綻信用金庫の会員である借り手は、出資金全額が損失の補填に充てられるため、会員としての地位が救済信用金庫に承継されず、再出資の必要や取引の移転に伴う負担が生じるなどの影響が懸念された。

このため、信用金庫業界としては、破綻処理の円滑化や救済金融金庫の自己資本充実を図る観点から、預金が全額保護されるペイオフ解禁までの間は、相援資金制度により正常な会員の出資金を全額補填することとし、併せて、合併により破綻処理する場合は、債務超過額の一部について相援資

金制度等で負担することが、1999年4月28日全信連理事会及び1999年5月26日全信協理事会において決定された。図表32は、2001年3月までの、預金保険法に基づく資金援助の適用を前提とした相援資金制度の適用状況を示す。神田信用金庫、玉野信用金庫、龍ヶ崎信用金庫（及び後の沖縄信用金庫）については、合併による破綻処理がなされた。一般的に債務超過法人について合併は認められていないが、協同組織金融機関の出資には融資等の事業利用権という側面があり、破綻金庫との融資取引を受皿金庫にスムーズに承継するためには、事業利用権としての出資の継続を確保する必要があるという特殊事情を考慮したためである。出資金については相援資金制度により全額保護がなされたが、出資金全額を損失に充当し出資者責任を明確にした上で、相援資金制度による合併に必要な出資最低限度額（その後限度額を超える部分について）の金銭の贈与が行なわれ、合併時には預金保険機構からの金銭贈与及び相援資金制度による金銭贈与により債務超過を解消した上で合併が行なわれた。

〔相互援助資金制度の縮小〕

有力信金を中心に業界内では預金保険料と並行しての相援資金制度の拠出負担に反対する意見が強かったことから、全信連及び全信協は、出資金の全額保護を改め、2001年4月以降は最低出資金（人口50万人以上の都市に本部をおく金庫は1万円、その他

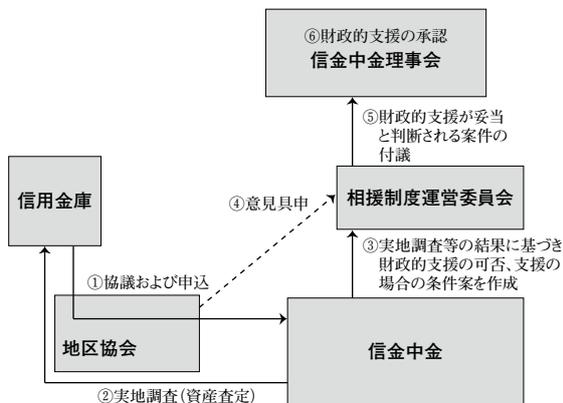
図表32 信用金庫の破綻処理における相援資金制度の適用状況（1999年4月～2001年3月）

処理日	対象金融機関	処理方式	備考
1999年11月29日	不動信用金庫	八光信用金庫ほか8金庫に事業の全部を譲渡のうえ解散	1999年4月21日破綻公表
			全信連の支援融資、府下15金庫による支援預金の預入
			1999年11月26日適用（贈与）（出資金の補填）
			1999年11月29日RCC資産買取
2000年 3月21日	玉野信用金庫	岡山相互信用金庫が岡山信用金庫とともに合併	1999年4月23日破綻公表
			1999年8月25日全額減資、適用（贈与）（合併に必要な出資最低限度額）
			2000年3月12日RCC資産買取
			2000年3月17日適用（贈与）（出資最低限度額を超える出資金の補填）
			2000年3月21日適用（贈与）（債務超過部分の一部負担）
2000年 5月 8日	龍ヶ崎信用金庫	水戸信用金庫が合併	1999年6月4日破綻公表
			1999年12月28日全額減資、適用（贈与）（合併に必要な出資最低限度額）
			2000年5月2日適用（贈与）（出資最低限度額を超える出資金の補填）
			2000年5月8日適用（贈与）（債務超過部分の一部負担）、RCC資産買取
2000年 6月 5日	神田信用金庫	興産信用金庫が合併	1999年4月23日破綻公表
			1999年12月17日全額減資、適用（贈与）（合併に必要な出資最低限度額）
			2000年6月2日適用（贈与）（出資最低限度額を超える出資金の補填）
			2000年6月5日適用（贈与）（債務超過部分の一部負担）、RCC資産買取
2000年11月13日	西相信用金庫	さがみ信用金庫	2000年1月28日破綻公表
2000年12月 4日	松沢信用金庫	昭和信用金庫	1999年12月10日破綻公表
2001年 1月 4日	京都みやこ信用金庫	京都中央信用金庫	2000年1月14日破綻公表
2001年 1月 4日	南京都信用金庫	京都中央信用金庫	2000年1月14日破綻公表
2001年 1月 9日	小川信用金庫	埼玉縣信用金庫	1999年11月12日破綻公表
2001年 2月 5日	岡山市民信用金庫	おかやま信用金庫	2000年4月14日破綻公表
2001年 2月26日	わかば信用金庫	太陽信用金庫ほか8金庫	2000年4月21日破綻公表
2001年 3月26日	日南信用金庫	南郷信用金庫	1999年11月19日破綻公表（被管理）

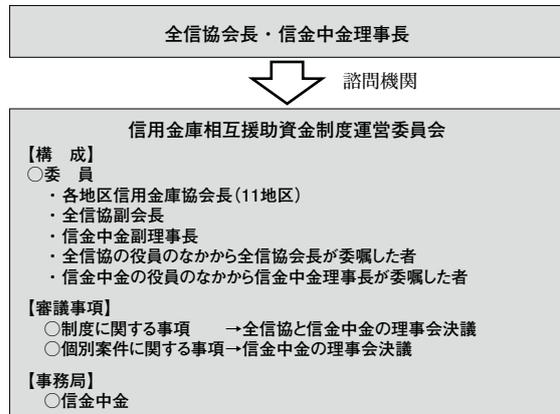
（出所）預金保険機構『（資料）金融機関に対する監督制度の変遷』
<http://www.dic.go.jp/katsudo/chosa/yohokenkyu/200509-4/4-8.htm>

図表33 信用金庫相互援助制度

【信用金庫に対する財政的支援プロセス】



【信用金庫相互援助資金制度運営委員会の概要】



の金庫は5千円) に限定して保護する制度に変更した。一方で、業界の信用力の維持・向上をはかるため、信用金庫経営力強化制度が創設され、2001年4月1日より施行されることとなった。

しかし、2001年10月19日宇都宮信用金庫と大阪第一信用金庫が破綻申請を行なうに到り、個々で、出資金が全額保護されない場合には、他信金においても増資を実施するのが難しくなるなどの影響が懸念されることとなった。そこで、ペイオフ解禁を控え信金への不安が高まるのを防ぐために、案件に応じて、信金中金や地区の信金協会などが資金を拠出し、出資金を全額保護する特例措置をとることとなった。

例えば、宇都宮信用金庫の場合は、出資金は約11億円で、相援資金制度で保護されるのは2億円程度であったが、残りの出資金についてもRCCに移る債務者など一部の出資金を除き、関東信金協会加盟金庫と信金中金が負担して全額保護することとした。

さらに、2002年4月1日以降は相援資金制度が廃止されたため(2001年11月決定)、2002年4月1日以降に事業譲渡が行なわれる先に対しては、相援資金制度は適用されなかった。しかし、長島信用金庫、神栄信用金庫、石岡信用金庫には、相援資金制度の適用はなかったものの、地区の信用金庫協会を中心に出資金の全額保護がなされた。例えば、破綻した石岡信用金庫の場合は、水戸信用金庫への事業譲渡は2002年9月24日であるが、茨城県信用金庫協会の仲介により、茨城県内の3信用金庫が石岡信用金庫に出資補填のための資金援助を行なった。1971年の制度発足から2008年までの相互援助制度による援助総額は1,826億円である。

【信用金庫経営力強化制度】

全信協では2000年10月にここ数年の相互援助資金制度の変遷を踏まえて、「相互補完体制のあり方に関する研究会」を設置し、2000年12月22日中間報告「信用金庫の自己

図表34 援資金制度縮小・廃止後の破綻信用金庫

処理日	対象金融機関	処理方式	破綻公表日
2002年 2月25日	宇都宮信用金庫	栃木信用金庫ほか4金庫	2001年10月19日破綻公表（被管理）
2002年 2月25日	白杵信用金庫	大分信用金庫	2001年11月16日破綻公表（被管理）
2002年 3月18日	沖縄信用金庫	コザ信用金庫が合併	2001年10月26日破綻公表（被管理）
2002年 3月25日	大阪第一信用金庫	大阪信用金庫	2001年10月19日破綻公表（被管理）
2002年 3月25日	関西西宮信用金庫	尼崎信用金庫ほか3金庫	2001年11月22日破綻公表（被管理）
2001年 3月25日	中津信用金庫	大分みらい信用金庫	2001年11月16日破綻公表（被管理）
2001年 3月25日	佐賀関信用金庫	大分みらい信用金庫	2001年11月16日破綻公表（被管理）
2001年 5月20日	神栄信用金庫	日新信用金庫	2002年1月18日破綻公表（被管理）
2002年 6月 3日	長島信用金庫	紀北信用金庫	2001年12月28日破綻公表（被管理）
2001年 6月10日	佐伯信用金庫 ^(X)	大分信用金庫	2001年12月28日破綻公表（被管理）
2001年 6月10日	相互信用金庫 ^(X)	大阪信用金庫	2002年1月25日破綻公表（被管理）
2002年 6月17日	船橋信用金庫 ^(X)	東京東信用金庫	2002年1月25日破綻公表（被管理）
2002年 9月24日	石岡信用金庫	水戸信用金庫	2002年3月1日破綻公表（被管理）

(注) 処理方式は、沖縄信用金庫を除き、事業譲渡。(X) は出資金の全額補填（RCC移管者等への補填を除く）が行なわれなかった案件。

(出所) 預金保険機構『(資料) 金融機関に対する監督制度の変遷』
<http://www.dic.go.jp/katsudo/chosa/yohokenkyu/200509-4/4-8.htm>

資本対策について～支援型スキームの確立に向けて～』が纏められた。信金中金では、中間報告で信金中金による資本増強支援（自己資本増強支援制度の確立）について提言されたことを受けて、信用金庫経営力強化制度（資本増強制度）を創設し、2001年4月1日から施行することとした。この制度は、信用金庫、全信協及び信金中金の三者間契約に基づく制度であり、信金中金が次の3つの制度を運営している。

①経営分析制度：

信用金庫から業務及び財産の状況等に関する資料の提出を受け、当該資料に基づき、自己資本、資産内容、経営基盤、収益性、流動性及びリスク感応度等にかかる経

営分析を客観的に行なう。この経営分析結果に基づき、経営相談を勧奨する信用金庫を抽出する。

②経営相談制度：

信金中金による経営相談の勧奨を受託した信用金庫に対して、経営全般又は個別課題に関する経営相談を実施し、当該信用金庫の経営力強化をはかる。また、経営相談実施時に信金中金が提案を行なった経営課題の解決策について進捗状況等を確認し、信用金庫の経営力強化の実現に向けたアドバイスや優良事例等の情報提供を行なうなど、経営相談のフォローアップにも努めている。

③資本増強制度：

合併、再編等により自己資本比率が低下

する信用金庫又は自己資本比率が4%以上6%未満の信用金庫について、劣後ローンの供与又は優先出資の引受により、信金中金が当該信用金庫の資本を増強する。この資本増強にあたっては、信用金庫側のモラルハザードを防止するため、当該信用金庫から経営健全化計画の提出を受けたうえ、資本増強制度運営委員会の厳正な審査に基づき実行する。また、この資本増強による信金中金の自己資本比率等への影響を考慮し、資本供与の額に限度を設けており、その額は信金中金の自己資本額の15%としている。

信金中央金庫は、風評リスク等により、預金の払い戻しが増加し、一時的に資金の流動性に支障をきたすような自体が発生あるいは発生することが懸念される信用金庫に対して、一時的な預金の払い戻し増加に対するための資金を貸し出す制度（流動性資金貸付制度）を整備している。

経営力強化制度に基づく信金中金の資金供与（資本増強）は、2001年度に14金庫に対して487億円の実績であった（2000年度以前の実行分826億円も合わせ24金庫1,313億円）。その後、適用（利用）は増え、2003年には倍増し、適用数のピークはの2005年度の32件、金額のピークは2009年度の3,000億円で、2012年度には28金庫・2,712億円となっている（図表36）。資本供与まで到らない経営相談制度の利用は、2012年度には108金庫であったが、その中で28金庫は資本増強制度の適用となった。2012年度末の2,712億

円の資本供与の内訳は、劣後ローンの形態で250億円、優先出資証券の形態で2,462億円となっている。この資本供与額2,712億円が全て信金中金の信用リスク負担になるのではなく、流動化等により信用リスクを信金中金以外の者に移転した額（流動化分）を控除した部分が、信金中金の負担になる点に注意を要する。

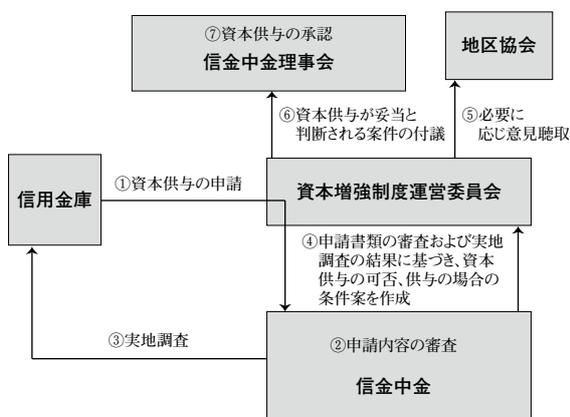
〔15%ルール〕

経営力強化制度（資本増強制度）は、信金中金・全信協と個別の信用金庫の間の契約ベースに基づくもので、あくまで任意の制度であり、強制力や法令に基づくものではない点特徴的である。この点で、JAのシステムとは異なることは前述の通りである。資本増強に資金を供与する信金中金の資本供与額（資本増強額）の上限は、信金中金の財務の健全性への影響を考慮し、資本供与の総額は信金中金の自己資本額の15%の範囲内とされている。

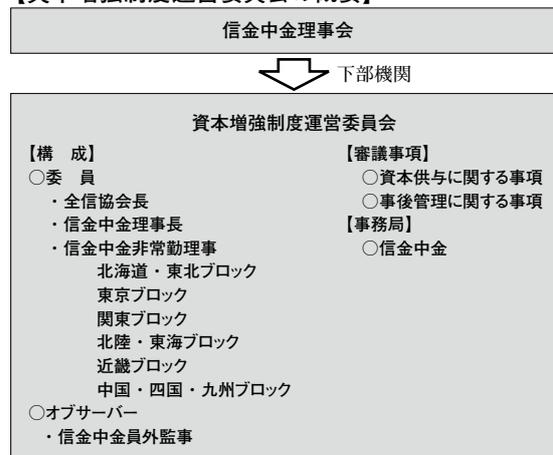
2012年度末の自己資本額は、Tier1+Tier2で1.6735兆円、国内基準の連結ベースで1.4223兆円、単体ベースで1.4013兆円であるから、その15%はそれぞれ2,510億円、2,133億円、2,102億円である。2012年度末の信金中金の資金供与額は2,712億円であるので、既に突破し、16.2%となっている（国内基準の連結ベースでは、19.1%）。しかし、資金供与額のうち、流動化して信用リスクを信金中金以外の者に移転した部分もあり（2012年度末で約800億円）、この流

図表35 信用金庫経営力強化制度（資本増強制度）

【信用金庫に対する資本供与プロセス】



【資本増強制度運営委員会の概要】



図表36 資本増強制度の適用状況（経営相談制度・適用数は金個数、他の単位は億円）

年度末	2001	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
経営相談制度		92	92	82	90	128	117	130	89	104	108
適用数	14	31	31	32	29	30	27	30	25	29	28
残高	487	2,239	2,386	2,530	2,452	2,504	2,606	3,000	2,859	2,803	2,712
自己資本（単体）		8,887	8,919	9,277	10,673	8,681	11,212	12,946	13,267	13,604	14,013
残高+自己資本		11,126	11,305	11,807	13,125	11,185	13,818	15,946	16,126	16,407	16,725
（残+字）の15%		1,669	1,696	1,771	1,969	1,678	2,073	2,392	2,419	2,461	2,509
Tier1+Tier2（単体）						11,202	13,839	15,990	16,133	16,416	16,735
15%（*）						1,680	2,076	2,399	2,419	2,461	2,508
流動化分		842	1,020	1,009	949	1,004	900	900	1,000	800	800
15%対象分							1,175.9	1,498.5	1,859	2,003	1,912
余裕枠		271	330	250	466	178	366	291	559	457	596

（出所）信金中央金庫ディスクロージャー誌各年版、および決算説明会資料

図表37 信金中金の経営力強化制度による資金供与残高と流動化の状況

【資本供与残高の内訳および流動化の状況】

（単位：億円）

	24年度末
(a) 資本増強制度等にもとづく資本供与額（計28金庫）	2,712
うち劣後ローン	250
うち優先出資証券	2,462
(b) 流動化等により信用リスクを信金中金以外の者に移転した額	800
(a)-(b)	1,912
(c) 資本供与の限度額=信金中金の年度末自己資本額×15%	2,508
(d) 資本供与の余裕枠=(c)-((a)-(b))	596

（注）信金中金の自己資本額は、自己資本比率（単体）算定上の自己資本額

動化分は信金中金の負担する信用リスクではないので、15%の対象となるのは1,912億円、ネットの負担で見ると15%を突破していない^{(注)105}。

[10.2] 中央機関のあり方の長期的課題

10～20年の時間軸で考えると、現状の体制の維持で頑健性が担保されるともいえない。そこで、現在の中央機関と単位組織との関係性を維持したまま、いかなる姿がありえるかを考える。1つは2009年中間論点整理でも指摘された中央機関の目的、役割、権限等の法的明確化である。現在でも信金中金定款第1条には「本金庫は、信用金庫の中央金融機関として信用金庫に対する金融の円滑を図るとともに、その業務機能の補完および信用力の維持向上に努め、もって信用金庫業界の健全な発展に資することを目的とする」と規定され、この定款は認可事項であるので、法的に担保されているともいえる。

したがって、信金中金への加入の義務化や会員への業務の義務化などをいかに組み込むかであるが、全金庫が加入している現状からすれば、定款記載での義務化等もありえて、この点はすぐれて業界の合意によるものである。信金法のなかに中央機関の目的を現定款第1条のように精神規定的に規定化することも問題ない。

単位組織と中央機関の関係をいかに構築

するかについて整理すると、規模の利益と範囲の利益を実現することが重要である。単位組織間の合併も重要な手段であるが、中央機関を活用し協働を進めることによって、種々の固定費用を節約可能となるので、以下のような方向性もありうる。すなわち、中央機関を扇の要として業界を構成するという構図の中で、

- ①現在のような契約ベースで中央機関と関係性を築くケース
- ②中央機関と契約ベースだが、強い関係性を構築するケース（現在のJAバンクグループにおける関係性を想定）
- ③中央機関と代理業契約を締結するケース^{(注)106}

などの方向性が考えられるのではないかと。

①は現状と同じで説明の要はない。②のカテゴリーは、余資運用を自ら行なわないことを選択するケースであり、専ら地域の活性化に人材を注力することを一義的に行なうことを可能にする。③は金融機関としての規制上の負担を回避し、地域には与信業務を中心に貢献するもので、行為規制も少なくなり、監督・検査等は受けないことになることで、経営の自由度を高めることも可能になる。

半期決算・半期開示、半期監査等の議論での負担の問題や、ガバナンスでの外部理事・監事・総代の選任では、人材の払底等

(注)105. 流動化されて信金中金以外の者に移転した額は、2011・2012年度末で800億円、2010年度末で1,000億円となっている（各年度末の決算説明会資料による）。

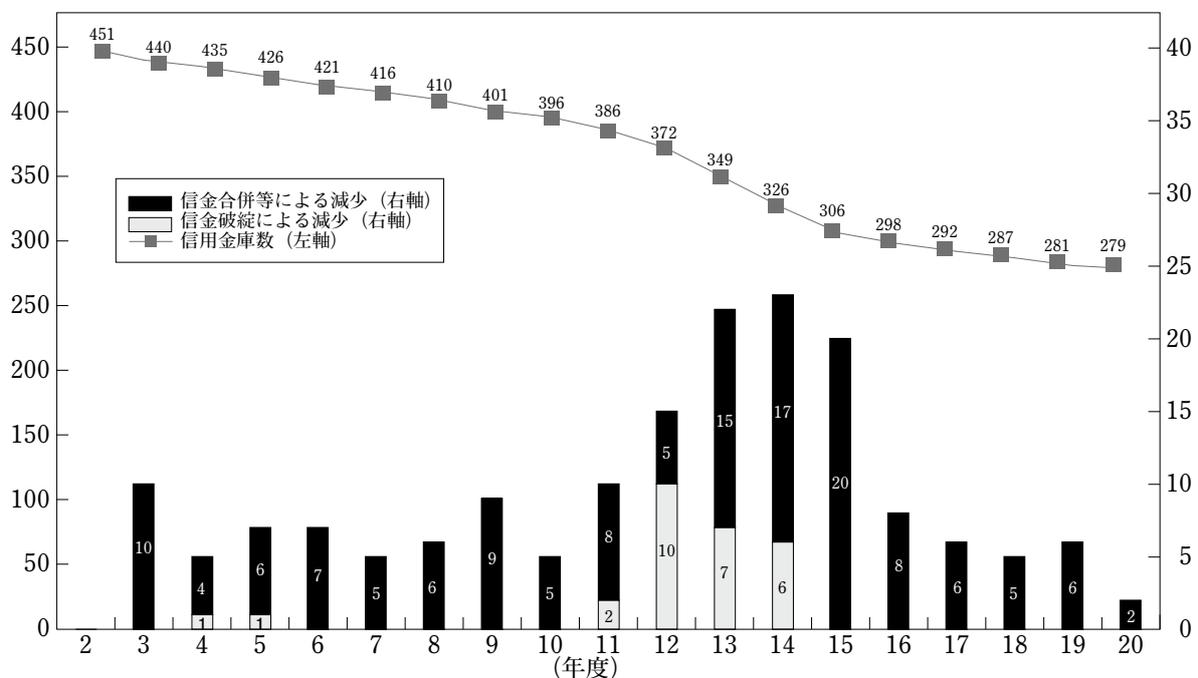
106. このケースは、預金保険料の負担、監督・検査などの規制上の負担を免れる。フランスのCredit Agricoleの地元金庫やオランダのRabobankの傘下の単位組織と同じ存在となる。これは「持株会社」と類似し、「持ち出資会社」という方式にも繋がる。

の問題があるなど、信金の規模・特性等が多様なため一律の導入は困難との見解が協金WGで多く示されたが、これらに対する解決策として、②的な一部会員によるEU型組織も選択肢として考えられるのである。当然、余資運用機関を別組織にして専門化する方式もありえる。いずれにせよ、地域経済の疲弊が見られる地域を地区とする信金

は「金融過疎」を起こさないように懸命の努力を行なっているが、個別の努力では限界もありえるので、如何に制度的補完を整備するかが重要である^{(注)107}。

これらのケースは制度としての拡充であり、単位組織と中央機関という協同組織という制度としての統一性・頑健性は維持できると思われる。

図表38 信用金庫数の推移及び減少理由内訳



(注) 『平成19年度預金保険機構年報』ほか各種資料から作成
 (出所) 金融審議会協金WG資料
http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/dai2/siryou/20090424/14_6.pdf

(注)107. 信用金庫は1990年代以降金庫数が3分の2に減少してきたが、地域での金融サービスの均霑の観点からすれば、合併・統合による拠点の廃止は避けなければならない。地域の拠点こそ地域経済の発展の拠り所だからである。

11. 市場経済・市場主義・グローバリズムと株式組織・協同組織

[11.1] 市場主義

(1) 市場主義

経済学では、競争的市場によって、最適な資源配分が実現し、効率的な経済状況が実現すると考える。この市場のもつ機能、すなわち需給調整メカニズムと、それによって実現される資源配分の効率性と所得分配の効率性の確保こそ、もっとも重要な理念としている。その実現には、市場機能が十分発揮されるように、自由な競争・参入の自由などが確保されることを重視する。このように自由な競争によって実現する経済状況を市場経済と呼び、その効率性重視の理念を市場主義と呼ぶ。市場主義は、効率性重視の点で、相応しいものであり、経済的強者にとっては大変に有利なシステムである。営利追求の株式会社であれば、利益の最大化が最も合理的な行動であるし、労働者にしても人並み以上の勤労をすれば、その成果が高所得として実現する。いわゆる、成果主義が最も合理的なものとなる。

このような市場主義は資本主義経済ないし市場主義経済の基本理念であり、この市場による諸機能の実現こそ最適であるとの思想がグローバリズムともいわれるもので、市場主義によって世界の経済システムを統合しようというものである。

しかし、経済学は、あらゆる問題が解決されるわけではないことを念頭に置いている。

市場は、不完全なもので、情報の不完全性、公共財、外部性などの要因によって、その効率性を実現できない場合も多い。政府部門が必要とされる所以でもある。とくに、所得分配の公平性は確保される保証はない。

(2) 経済思想の嚆矢

経済学ないし経済思想は、そもそも経済秩序を描写することにその目的があるが、その政策的含意として一義的には貧困問題の解決と経済発展のステージの高度化などを目指している。経済思想の潮流としては、その前史に重商主義思想などがあるが、本格的経済思想は古典派の自由放任 *laissez-faire* の経済思想に始まるもので、ケネー、アダム・スミス、J.B.セイなどがその先駆的主張である。

ポンパドール（現在は、ベーカリーにその名前を残している）夫人の侍医であったケネーは、経済システムを人体の循環構造に擬えて『経済表』を著わしたが、その主張はキリスト教的世界観（自然法思想）の経済版ともいふべき自然的秩序の重要性を示したものである。とくに、価値の源泉は土地（自然だけが生産するというもの。重農主義ともいわれる）とし、地主・工業・農民などの関係を図式化して、自然的秩序が人間の行動を規制すると整理した。すなわち、自然的秩序（公平）が人間の行動（効率）を規制し、自由放任（*レッセフェール*）への信頼から、セイ法則「供給は需要を作り出す」を暗黙に前提していたのである。

倫理学者であったスミスは、法・倫理（道

徳)・経済の3つの視点から社会を把握し、道徳面での同感、経済面での利己心、法の面での規律がその行動原理とされ、価値は労働が源泉(自然法から一定の距離)とされた。ただし、「見えざる手」による予定調和(自然法思想の現われ)と、経済的自由主義が秩序をもたらす(同感と利己心のバランスによる効率と公平の確保)がその主張の根幹であり、自由競争・自由貿易がいわば経済の前提との主張に繋がっている(『諸国民の富』)。

(3) 経済思想の系譜

経済思想は、古典派の自由放任主義を継承した古典学派(リカード、マルサス、ミルなど)と、自由放任の否定に繋がる主張で公平性の確保に軸足を置いた学派(マルクス(自由放任の全部否定)、リストなどのドイツ歴史学派(自由放任の部分否定)、そして自由放任の深化と考えられる限界革命(メンガー、ジェボンズ、ワルラス)に継承されていく。とくに、イギリスの古典派の流れは、限界革命を経て、マーシャルの経済思想に結実したが、マーシャルの基本的考え方である「温かい心と冷静な頭脳」は、まさに貧困問題への対決、ないし公平性への配慮そのものである。

他方、ケインズはマクロ経済学の創始者であり、政府の機能の重視(公共支出)を主張したが(『雇用・利子および貨幣の一般理論』)、賃金引下げへの反対は、経済活動を支える活動階級の重視であり(『通貨改革論』)、公平性の確保にも配慮していたといえ

よう。ケインズは、国際金融システムの構築に尽力し、イギリスの国際的地位の確保を念頭に置きつつ(IMF設立時の国際清算同盟案(世界中央銀行構想で、黒字国が赤字国を支えるシステムの構築))、単に効率性に傾斜した経済的秩序を実現することよりも現実的な対応(プラクティカル。原理よりも現実対応)に配慮していた。

(4) 現代の経済思想

限界革命の1つであるワルラスの系譜としては、数理経済学、均衡理論、基礎的理論を整備の形で行なわれ、極論すれば効率性のみがエレガントに解決されるというパレート最適の証明などが盛んに行なわれた。さらに、ワルラス・マーシャル・ケインズの系譜として新古典派総合(サムエルソン)が標準的な理解となり、マクロ安定化政策の有効性から、再配分問題(公平性)にも配慮するものであった。

他方、古典的な自由主義の復活とでもいえるべき新自由主義の主張が、マネタリズムの形でフリードマンによって主張され、小さな政府論はそのエッセンスであったが、その後、合理的期待形成理論によって理論的に基礎付けられ、市場(原理)主義、サプライサイド経済学というシカゴ学派の経済思想として、競争重視・効率重視のサッチャーリズム、レーガノミックスに現実の経済政策として実現した。

グローバル資本主義の展開は、このシカゴ学派中心の経済思想に裏打ちされたともいえ

る市場主義の徹底に基本があり、効率性の追求が前面に出るものであると理解される。

[11.2] グローバリズムへの批判^{(注)108}

(1) グローバリズム

グローバリズムは、経済の各種の取引が地球規模で国境を意識しない形で行なわれる状況をいう。金融のグローバル化を例にとると、各種の金融取引がグローバルに標準化・共通化され、各国の金融資本市場が一元的に機能する状況を創り出すことになる。このことは、金利・為替レート・株価など金融取引の価格の相互連動性を高めるといった価格面のほかに、デリバティブズのような先端的金融取引に典型的な取引の標準化が各種取引で進められてきた。

さらに、このような取引の自由化は、金融機関の業務内容に対する規制・法制・会計制度などに国際的な標準（グローバル・スタンダード）を実現するように働く。金融分野では取引がデジタル化され、コンピュータと通信回線によって、巨額の資金を世界の隅々にまで瞬時に移転可能とするが、その金融グローバル化を支えるのは規制の少ない市場の存在、ないし市場に規制があればそれを回避し、超越していく自由な取引の実現がその中心に位置している。

このようにグローバル化・グローバリゼーションは、単純化すれば市場メカニズムに全幅の信頼を置くものであり、市場原理主義がその行動原理であるとされている。すなわ

ち、ノーベル経済学賞を受賞したスティグリッツも指摘するように、経済学の標準的なモデルは、市場が完全に機能し、効率的な資源配分をもたらすということが大前提であり、市場メカニズムを重視する市場主義に立脚するが、この標準的モデルのアイデアがグローバリズムを支えている。すなわち、グローバル化は、世界で最も先端的ないし先進的な取引および制度慣行が支配的になる現状でもあり、その担い手は圧倒的な経済力および情報の発信などを実現している国であるアメリカになる。したがって、グローバル化はアメリカ化と同義ともいえるのである。

(2) グローバリズムへの懐疑

このようなグローバリゼーション、グローバリズムについて、肯定・否定を含め、多くの議論が展開されるようになってきた。ここ数年だけでも、ソロス『グローバル資本主義の危機』（1998年）、ギデンス『暴走する世界』（1999年）、ギルピン『グローバル資本主義の挑戦』（2000年）、ハンチントン『文明の衝突』（1996年）、スティグリッツ『世界を不幸にしたグローバリズムの正体』（2002年）などがあげられるし、パットナムのソーシャル・キャピタルに関する一連の主張（1993年、2000年）もその流れであろう。さらに、EUに代表される地域主義の動向も広い意味でグローバリズムへの反潮流の面を持っているし、社会排除の問題（金融排除など）はまさにグローバリズムの影の側面を映すものと考えられる。そこで、ロー

(注)108. 村本 [2010] 参照。

ルズ『正義論』（1971年）への回帰などが必要となる論も多く見られるようになったし、同時多発テロに象徴的な価値観の対立・衝突もグローバリズムへの批判と捉らえることができる。

(3) ギデンズの整理

そもそも、グローバリゼーションが存在するか、否かについて議論がないわけではない。たとえば、ギデンズは『暴走する世界』の中で、グローバリゼーションには懐疑論者とラディカルズが存在し、前者すなわち反グローバリゼーション派によればグローバル化した経済は、それ以前の経済と似ても似つかないものではなく、長年に亘り築き上げられてきた世界の有り様は、今後ともそのままでありつづけるしかないという主張で、その論拠は、多くの国のGDPに占める貿易のシェアの低さによるものとされ、およそ世界的というにはほど遠いというものである。懐疑論者は、グローバリゼーション的世界観が福祉国家の解体と財政支出の削減を企図する市場主義者のイデオロギーであると主張し、政治的には旧左翼に与する。これに対しラディカルズは、1960・70年代に比べて現状のグローバルな市場経済は飛躍的に拡大・深化し、国境はないに等しくなったことに注目して、1997年の東アジア通貨危機による壊滅的な混乱がグローバリゼーションの現実の顕在化であると主張するような論者であると、ギデンズは整理している。しかし、ギデンズが、ラディカルズを支持するとしているように、

情報技術革新の展開とその必然的結果である金融グローバリゼーションの状況を見ると、その存在について議論の余地はなかろう。問題は、グローバリゼーションのメリット・デメリットの評価、とくその影の部分のいかに対応するかであろう。

[11.3] 地域金融機関・中小金融機関

(1) 地域金融機関

[地域金融機関の概念]

既に紹介したように、1990年の金融制度調査会報告は、地域金融機関とは「一定の地域を主たる営業基盤として、主として地域の住民、地元企業及び地方公共団体等に対して金融サービスを提供する金融機関」で、「その地域を離れては営業が成り立たない、いわば地域と運命共同体的な関係にある金融機関や効率性、収益性のある程度犠牲にしても地域住民等のニーズに応ずる性格を有する金融機関」であるとしている。具体的には、地方銀行（第二地銀を含む）と協同組織金融機関がこれに当たるとした。

しかし、地域金融機関もよく考えると、2つのタイプがあるといえよう。地域に広域、狭域の区別があるように、アメリカでは広域型のリージョナル・バンクと狭域型のコミュニティ・バンクを区別する。日本でも、県単位をカバーする地方銀行・第二地銀はリージョナル・バンク的であるし、営業地域のより狭い信用金庫・信用組合等はコミュニティ・バンク的である。

広域型の地方銀行・第二地銀は、融資先に

制限もなく地域の大・中堅企業取引はもとより、地域でホールセールも行なっており、東京にも支店を持ち、マネーセンター機能をも有する地域の中心金融機関である（地域金融機関タイプ1）。しかし、信用金庫・信用組合等はその狭域の地域を離れられず、融資先を限定され（信金で資本金9億円以下または従業員300人以下）、東京事務所もなく、地域に密着した運命共同体的関係を義務付けられている（地域金融機関タイプ2）。

〔地域金融機関タイプ2〕

地域金融機関タイプ2は、地域でしか存立しえない地域金融機関そのものであり、アメリカのコミュニティ・バンクのコンセプトである、コミュニティ・OWN（地域社会による所有）、コミュニティ・オペレート（地域社会による経営）、コミュニティ・ディシジョン（地域社会の中における意思決定）、という地域との運命共同体といったニュアンスを実現している。

金融市場は均質ではなく、さまざまな階層に分れる。例えていえば富士山の8合目以上の国全体を見渡すところに大銀行、5合目辺りの深山霧島が群生するところに地域金融機関タイプ1、3合目以下の樹海が繁り、青木ヶ原のように案内がなければ道に迷うような裾野に地域金融機関タイプ2が存在しよう。地域金融は5合目以下の分野であり、それなりのノウハウが要求されるのである。地域金融機関としてはこのタイプ2が裾野金融をカバーしており、まさに地域密着型なのである。

地域を離れられないタイプ2こそ地域金融機関そのものかもしれない。その意味で本来の地域金融機関は、協同組織金融機関なのかもしれない。地元の中小企業・個人・地元社会に貢献することを義務付けられており、会員制度を使うことで、裾野金融という貸手と借手の間の情報の非対称性が強い分野で、銀行の審査とは違った人縁・地縁というヒューマン・リレーションシップによる情報生産で非対称性を解消し、金融サービスを提供している。株式会社の銀行では目の行き届かない小零細企業、ベンチャービジネス、スタートアップ企業等の掘り起こしと支援、地域の住民をも含む、木目細かくかつ効率性だけでは割り切れない金融サービス、情報提供等の非価格サービス等がヒューマン・タッチで供給されることも、タイプ2の役割である。短期的利益がなくとも、スタートアップ・ベンチャー企業が育つなど長期的にプラスであればよく（短期的に貸出金利が、調達コストを吸収できなくても、長期的に平準化されるなども）、効率性のみで左右されないのがタイプ2の特色であろう。

タイプ2は、ほとんど「中小金融機関」であり、地域金融機関と同義である。しかし、地域金融機関のうち地方銀行は、先の議論からして「中小金融機関」とはいえない。

ところで、中小金融機関だからといって、非効率・弱者であり、即再編成されるべきで、合併の対象となるはずだという見方があったら、それは問題であろう。金融機関についてもスケール・エコノミーが働くこと

は知られている。したがって、適正な規模に達していない金融機関は合併によって規模利益を実現することは一つの選択肢である（提携や同業態での相互扶助もありえる）。その際市場が競争的であることが不可欠である。

地域金融においては市場が均質ではなく、競争条件が一定であることは稀である。また、中小企業金融についても同様のことが多い。したがって、いわゆる「市場の失敗」に対応する必要が地域金融機関には存在する。金融制度調査会報告にある「地域との運命共同体的関係」とか、「効率性・収益性をある程度犠牲にしても地域住民等のニーズに応ずる性格を有する」というのは、地域密着といわれるような、人縁・地縁というノウハウによって支えられた機能であり、協同組織金融機関にはとくに顕著である（信用補完制度の活用なども）。

(2) 中小金融機関という表現

わが国では、現在地域金融機関と呼ばれる金融機関のことを、中小金融機関の語で表現してきた。「中小企業（専門）金融機関」という用語も多用されてきた。日本銀行『わが国の金融制度』の旧版によれば、預金取扱金融機関のうち、法律・慣行などをもとに「中小企業金融については地方銀行ならびに専門金融機関である相互銀行、信用金庫等が主要な役割を果たしてきた」とし、地方銀行は商業銀行として括って、中小企業金融機関として相互銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、商工中金等を挙げている。同様の扱いは、日

本銀行の『資金循環勘定』等においても行なわれている。その後、相互銀行が普銀転換し、資金量で7%程度の業態が日銀の定義で20%強の中から抜けたため、中小企業金融機関は協同組織金融機関のみになって用語として風化した感がある。大蔵省でも1950年代半ば頃から、時折「中小企業機関」を用いており、中小企業金融機関の意味に使用しているし、担当は中小金融課である。

中小企業金融機関という表現は、中小企業に対する金融に特化した金融機関ということであり、「対象の専門性」が中小企業分野に存在する金融機関のことといえよう。したがって、先の「中小金融機関」のうち中小企業に特化した金融機関として中小企業金融機関を捉えることができる。両者に含まれる共通の金融機関は（信用金庫、信用組合）、どちらで呼んでも同じかもしれない。しかし、農協・漁協は「中小金融機関」であるが、中小企業金融機関ではない。労働金庫もその融資構造をみると対個人金融が多く、中小企業金融機関とはいいいにくい。

しかし、中小企業を取引相手とするのであれば、地方銀行・第二地銀の融資先のうち中小企業は7割以上、信用金庫で75%以上である。昨今は、都市銀行も5割を超えているし、個人も入れたリテールは7割を超える（事実、リテールトップ・バンクを標榜している銀行もある）。中小企業を主たる取引先とするのが中小企業金融機関というのなら、ほとんどの金融機関がこれに含まれることになって、定義の意味をなさない。した

がって、中小企業金融の比率が大きいから中小企業金融機関ともいいにくい。

そこで、中小金融機関という表現が使いにくくなってきたのである。地域金融機関はそれに代わる表現でもある。それでも、最近では捉えにくい金融機関もあるので、リレーションシップ・バンキングという、業務面に注目して、ビジネスモデル面からの意義から、地域金融機関の方向性を考えるようになったのである。

[11.4] ソーシャル・イノベーションとしての 協同組織金融

(1) ソーシャル・イノベーション

ソーシャル・イノベーションという語は、イノベーションのコンテキストで散見するようになった^{(注)109}。ソーシャル・イノベーションとは、Phills et al. [2008] によれば「社会的ニーズ・課題への新規の解決策を創造し、実行するプロセス」^{(注)110}とされる。この定義はかなり広い定義であるが、フランスのINSEADのSocial Innovation Centerでは、「持続可能な経済、環境、社会の反映をもたらす新しいビジネスモデル、市場ベースのメカニズムの導入」^{(注)111}と定義する。これらの定義に共通するのは社会性とビジネス（事業）性である。ソーシャル・ビジネスというのは、この

社会性とビジネス性を実現する主体のことをいい、ソーシャル・エンタープライズ（社会的企業）ともいう^{(注)112}。重要なのは、社会的な活動を、利潤極大行動でない行動目的で行ない、事業活動を通じて新しい社会的価値を創出することが、ソーシャル・ビジネスとして捉えられ、その全体をソーシャル・イノベーションと呼ぶ説と、新しい価値創造プロセスのみをソーシャル・イノベーションと呼ぶ説がある。このように、ソーシャル・イノベーションにはいくつかの整理があり、谷本 [2009] は、「ソーシャル・イノベーションに関する議論には多用な捉え方が存在する」^{(注)113}と指摘したが、概念の定着までには到っていない。

このソーシャル・ビジネスを社会起業家によるものとし、社会起業家をDees et al. [1998] は、

- ・ 社会的価値を創出し、維持すべきミッションを取り入れる
- ・ ミッションに役立つ新しい機会を認識し絶えず追求する
- ・ 組織的な改革、調整、学習の過程に自ら参加する
- ・ 現在手持ちの資源に制約されることなく大胆に活動する
- ・ 支持者に対する（説明）責任への高い意識や創出した成果を公開する

(注) 109. 『一橋ビジネスレビュー』2009年夏号（第57巻第1号）がソーシャル・イノベーションの特集を組んでいる。

110. Phills et al. [2008] p.36.

111. www.insead.edu/facultyresearch/centres/isic/

112. 谷本 [2009] は社会的企業の要件として、社会性（ソーシャル・ミッション）と事業性（ソーシャル・ビジネス）、革新性（ソーシャル・イノベーション）を挙げている（p.27）。『ソーシャル・ビジネス研究会報告書』[2008.4] では、「地域の及び地域を越えた社会的課題を事業性を確保しつつ解決しようとする主体の事業をソーシャル・ビジネス」と呼んでいる（同報告書p.1）。同報告書によれば、わが国のソーシャルビジネスの市場規模は約2,400億円、事業者数は8,000人、1事業者当たり常勤従業員4名程度、現在の雇用規模は約3.2万人とされる（ソーシャルビジネスの盛んなイギリスでは事業者数約55,000、市場規模は約270億ポンド（約5.7兆円）、雇用規模は77.5万人）。

113. 谷本 [2009] p.31。

と定義する。社会的ミッション以外は、通常の起業家と変わらない、と渡辺 [2009] は指摘する^{(注)114}。

社会的ミッションを実現する担い手としては、営利目的企業と公共目的の公的セクター以外の領域にある組織が該当するが、非営利組織、非利益追求組織、慈善組織、第三セクター、NPOなどが該当する。渡辺 [2009] はFrumkin [2002] にしたがって、非営利セクターの機能を整理した(図表39)。狭義にはIの社会起業家がソーシャル・イノベーションを実現する主体になる、IIは政府からの助成・委託を受けて行なう事業や、医療・教育・介護などのように既に確立されているサービス機能である。IIIは伝統的な市民活動であり、IVは伝統的な慈善活動である^{(注)115}。

図表39には、「共益重視」という協同組織の非営利活動を追加した。これは協同組織金融の非営利性を際立たせるものであるが、社会的企業でなくても、金融的弱者への支援・対応(情報非対称性の大きい小規模企業等が受ける金融的差別への対応等)は、営利目的金融機関が行なわない活動であり、非営利活動である。非営利活動ではあるが全く収益性がないものでもない。図表39のVIの相互扶助は協同組織の理念であり、内部補助等によるメンバー間の相互支援により、営利目的金融機関から排除される層への対応を行なう。

図表39 非営利活動の整理

	需要サイド重視	供給サイド重視	共益重視 (協同組織)
提供手段・機能重視	II サービス提供 政府・市場の失敗により生まれるサービスニーズへの対応	I 社会起業家 ビジネスと慈善事業を結びつけた社会的企業の創出	V 市場の失敗等への対応 小規模企業等の受ける金融的差別に対応(情報の非対称性・不透明性への対応、対象の専門性、金融的弱者への対応)
意思・主張・表現重視	III 市民と政治の約束 市民活動、アドボカシー(政策提言、権利擁護)、さらにコミュニティ内の社会的資本の形成	IV 価値観と信念 ボランティア活動、寄付などを通じて価値観や信念を演出する	VI 相互扶助 営利目的金融機関が排除する層への相互扶助による対応

(出所) 渡辺 [2009] p.18 (Frumkin [2002] による) を修正

(2) 信用金庫のソーシャル・イノベーションへの取り組み

先の金融審議会協金WGで問題となったのは、協同組織金融機関の預貸率の低下である。地元の企業の減少、開業率を上回る廃業率の増加は、信金の営業基盤を疲弊させている。信金の地域活性化活動があるとしても地域のマクロ的状況は、地域差があるとしても、信金の活動のみで解消できるものではない。前述のように、協金WGの報告書では、協同組織金融機関に「期待される機能」として①中小企業金融機能、②中小企業再生支援機能、③生活基盤支援機能、④地域金融支援機能、⑤コンサルティング機能を挙げている。ソーシャル・イノベーションはこの③生活基盤支援機能に相当し、報告書は「地域で生活支援活動を行っている団体に対する協力・支援が

(注)114. 渡辺 [2009] p.17.

115. 前掲論文p.18. 渡辺はこの整理はアメリカの状況を反映したもので、病院・福祉施設など政府認可組織で日本には当てはまらないもののあるとする。

求められる」としている。④の地域金融支援機能に「ニュービジネスの育成等」も記されており、新たな分野への対応が必要とした。

このような状況で信金は種々の試みを行っている。たとえば、全国信用金庫協会が策定する長期経営計画の最新版（新長期経営計画策定要綱「しんきん「つなぐ力」発揮2009～新たな価値の創造と地域の持続的発展をめざして～」（平成21年4月～24年3月）では、計画理念に「信用金庫が持つ「つなぐ力」をさらに進化させ、会員をはじめ地域の様々な主体との連携を一段と強化し、地域の持続的な発展を目指す」とし、基本方針として「地域密着型金融の深化、独自性のさらなる発揮、永続性ある経営の確立」を挙げている。

さらに具体的方策として、地域密着型金融では課題解決型金融の強化、地域との連携強化、高密度チャネルの有効活用、戦略的な地域貢献活動による事業基盤の持続的可能性の向上、を挙げている。この地域との連携強化には、「地域再生に取り組む地域市民との連携強化」という項目があるが、これこそソーシャル・イノベーションである。より具体的には「近年、社会性と事業性を兼ね備え、地域の課題をビジネスの手法によって解決しようとする多くのコミュニティ・ビジネスや

ソーシャル・ビジネスが各地で展開されている。現状での資金需要は大きくはないものの、地域に密着した様々な課題にきめ細かく対応しており、資金面をはじめとした事業支援を行っていくことは、事業基盤である地域社会を支える意味でも信用金庫が取るべき対応等の一つといえる。また、これまで蓄積してきた金融業務に基づく経営資源を活用して、地域市民を支援、育成していくことが大切である」としている。

このようなソーシャル・イノベーションへの取り組みは、全信協のアンケート調査（「地域密着型金融の取り組みに関するアンケート調査」2008年7月）によれば、全国で60金庫がコミュニティ・ビジネスを行なうNPO等への融資実績があり、07年度中の実績は197件、約40億円であるという^{(注)116}。これらの活動は、信用金庫が図表39の「Iの社会起業家」に対応していることを示している。

図表39の「IV 価値観と信念」のボランティア活動、寄付などを通じて価値観や信念を表出、は信用金庫が日常的に行なっている活動である。全国信用金庫協会は社会貢献賞を1997年度から創設して、この活動を顕彰している^{(注)117}。信用金庫は、協同組織金融機関として、その理念をソーシャル・イノベ

(注) 116. 金融庁が2008年度から開始したリレバンの事例紹介によると、小松川信金の「NPO法人が運営する店舗及び賃貸兼高齢者グループハウスの建築資金を融資」、但陽信金の「『住民の自主的なまちづくり』に向けた取組みへの支援」、呉信金の「NPO法人設立支援による創業・新事業支援」などがある。『ソーシャルビジネス研究会報告書』では、「一部の労働金庫や信用金庫等においてNPO法人向けの融資を開始する動きが見られる。……ファンド等の活動も増えている。……このような動きは評価されるべきものの、まだ少数派であり、多くの金融機関、企業などの……SB等の実態に関する理解が必ずしも進んでいるわけではない」(p.14)とし、その上で事業者側の情報公開と金融機関の側でSBにふさわしい投融资審査の仕組みの構築等と金融機関等相互間での基礎的な投融资ノウハウの情報共有等の支援」を指摘し、資金調達円滑化に向けた環境整備の必要性を論じている (p.25)。

http://www.socialbusiness.jp/initiative/cat13/にはソーシャルビジネスの具体例などがある。
117. 信金の行なう交通安全運動、お笑い研究会活動、郷土誌発刊、ボランティア活動、廃棄物削減・リサイクル活動、森林保護活動などを顕彰する。
http://www.shinkin.org/activity/index.html

ションとして実現するという側面を有していると評価しえよう^{(注)118}。

[11.5] むすび ーライン型資本主義との関連ー

ー国の制度は、比較経済分析のコンテクストでいえば経路依存性 (path-dependency) の制約を受ける。経路依存性とは人間や組織、政府、社会、経済システム等が、過去の選択、経験や歴史的背景、学習、政策的介入等によって、現在の選択を制約する現象である。とくに、金融システムは当該国の経済システムの一部であり、そのプレーヤーとくに利用者の文化・習慣等に大きく制約される。

したがって、金融システムの制度改革には大きな困難と多大のエネルギーを必要とする。21世紀に入ってからの日本は地域経済の疲弊が著しく、人口の高齢化・減少の下でその回復の歩みは遅々としている。国は新経済成長戦略の中で地域活性化をグローバル戦略と並べて推進している。その担い手は地方社会のステークホルダーであり、地域住民、行政機関だけでなく、地域の企業と地域金融機関が重要な担い手である。地域金融機関はこのミッションを積極的に果たし、地域に貢献することを求められている。そのミッションの遂行に相応しい制度設計がなされ、多様なプレーヤーが活躍できる金融システムであることを目指すべきである。経路依存性は尊重しつつ、その制約を乗り越えるイノベー

ションこそ金融イノベーションであろう。

協同組織金融機関が金融システムで大きなプレゼンスを示しているのがEU諸国である。EU諸国の資本主義観がライン型資本主義であることを考えると、その基本的考え方が協同組織金融機関を意味あるものとしているといえよう。ヨーロッパ諸国では、協同組織金融機関のプレゼンスが大きく、ドイツ、フランス、イタリア、フィンランド、オーストリア、オランダなどでそのシェアが高い。とくに、ライン型資本主義諸国でその傾向が強い。ライン型資本主義のエッセンスは、コンセンサス重視、企業に所属している共同心理、自社愛、共同責任などの長期的契約と協調関係であり、リレーションシップや「つながり力」がそのポイントである。

このようにヨーロッパ諸国で協同組織金融機関のプレゼンスは大きいのであるが、その理由は金融システムの経路依存性に基づく。その背景には市場メカニズムによらない金融システムの必要性があると考えられる。もともと市場メカニズムから排除された層が作り出したのが協同組織金融機関であり、その存在はライン型資本主義に依拠するといえよう。

(注)118. 海外では、ソーシャル・バンクという、経済的利益だけでなく、環境、社会、倫理的側面をも重視して活動する金融機関が存在する。オランダのトリオドス銀行 (環境金融)、チャリティ銀行 (チャリティ団体、社会的企業を対象)、コープ銀行 (倫理基準に基づく融資による協同組合の価値を実現)、ドイツのGLS銀行、イタリアのエチカ庶民銀行などがその事例である。井上 [2008] 参照

12. 繰り返される課題

[12.1] 繰り返される同質化論

(1) 同質化論

信用金庫をめぐる制度論議の中心の一つは、株式組織金融機関（普通銀行）との同質化論である^{(注)119}。金融業務面で、普通銀行とほとんど遜色がなくなり、同じ貸出市場で競争している以上、協同組織である信用金庫が税制上で優遇されているのは、不公平であるとの論は根強い。『中小企業白書2008年』は、**図表40**を掲げ、ほとんどの地域金融機関は中小企業向け貸出の競合は厳しい」と認識していると指摘した。このような競合は、近年激化の傾向にあり、協同組織金融機関に対する優遇措置を批判する論拠にもなっている。1960年代半の金融効率化論議の中では、開放経済体制にふさわしい金融制度を再構築するためには、

- ・金融機関が同じ土俵で自由に競争できること、
- ・金融機関の業務の同質化が進んでいるために、その調整と充実のための制度改善が必要なこと、

が普通銀行とくに都市銀行から主張されており、金融「効率化」のための制度改編を強く求めていた。同じ普通銀行でも地方銀行は、むしろ地方銀行の特殊性から、中小企業金融

機関制度については他の制度（普通銀行、長期金融、農林金融、政府金融）と切り離して単独で大幅改正を行なうことに反対を表明していた。

当時の金融制度調査会の議論では、信用金庫、相互銀行などの中小企業金融専門機関についての制度と実態が次第に適合しなくなってきたために業務分野の調整が必要であり、中小企業金融専門機関の経営合理化が必要であることから、中小企業の立場から見て中小企業の健全な成長に必要な資金を今後とも確保するために制度の再検討が必要である、とされた。そこで、①信用金庫における会員組織の形骸化、相互銀行における相互掛金のシェアの減少や地域性の減退、などに見られるこれら金融機関の「銀行化」について、業務分野調整という切り口からの問題、②信用金庫と信用組合の同質化の問題、が取り上げられ、ポイントは信用金庫、相互銀行、信用組合の3業態に関わる問題にあった。

このような観点から、信用金庫の株式会社化論が出て、相互銀行と同一の中小企業銀行とする末松試案、信用金庫を株式会社化するグループと協同組織に留める二分割論の滝口試案は、まさに同質化論から出ているものであった。

1980年代末のグローバル化に向けた金融制度改革論議では、専門金融機関の見直し

(注)119. 金融制度に関する教科書でも、協同組織金融機関について記載した部分に、同質化についての記述があるものがある。鹿野 [2013] は、「協同組織金融機関の場合、これまでの間、預金および貸出を除くその他の金融業務について各種の制限が課されてきたが、……1981年以降、その業務範囲は漸次拡大されている。その際には、相手先に対する制限を撤廃するという形で取引対象の拡大を図る措置も合わせて実施されており、制度的にも銀行との業務の同質化が進んでいる。」(pp.409~410)と書いている。また、杉山 [2006] は、「協同組織金融機関は、出資者に対する利益還元を主要目的とする団体ではなく、会員や組合員である中小・零細企業や個人の育成・発展への貢献を大きな目的とした団体である。ただし、近年では、業務面では銀行との同質化が進んでおり、銀行と同じような商品を取り扱うとともに、同じようなマーケットをめぐる競争を繰り返しています。」(p.82)と記述している。

課題となり、協同組織金融機関の存在意義が問われたが、これも同質化論があり、協同組織の株式組織化論は前面には出なかったが、税制優遇の撤廃が議論され、制度面での均一化が議論された。論議の中で、協同組織金融機関には「対象の専門性」があり、他の分野には展開できないこと、また地域金融機関として地域から離れられず、地域と運命共同体にあり、地域集中リスクを抱えることなどから、税制優遇措置も維持されたのである。

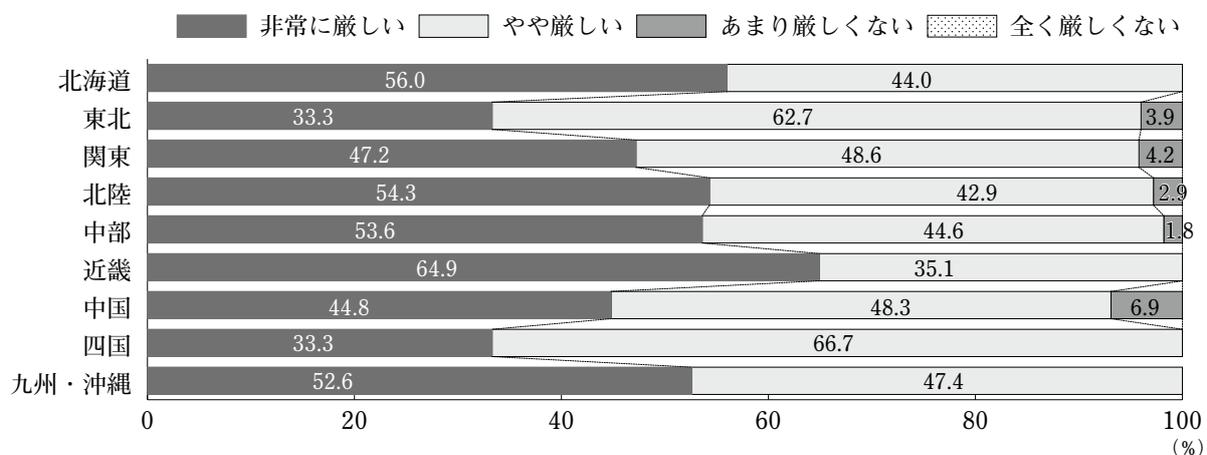
(2) 信用金庫の融資対象の特性

注意すべき点は、業務面での同質化が進んだとしても、融資の対象が極めて小規模企業で、情報の非対称性が大きく、財務体質が脆弱で、信用リスクの高い分野であることから、普通銀行が参入しにくい分野であることである。普通銀行のリスクテイク能力を超えていること、店舗の稠密性から信用金庫でなければできない情報生産機能が存在するので

ある。いわばレーションシップ・バンキングとの親和性が高い信用金庫に固有な貸出分野・貸出層が存在しているのである。このことは、地域金融機関の中でも店舗網が最も充実していることがこれの傍証になっている。

図表41に見るように、信用金庫の貸出先のうち、従業員0～10人の層は85%強であり、規模大きい信金でも、規模の小さい信金でも、同じ結果となっている。また、従業員10人以下の小規模企業向けの調査で見ると、信用金庫と継続的な取引を行なっている層が61%、メインバンクとしている層が43%ある（全国信用金庫協会調査2007年10月）。これは、地域銀行よりも高く、全業態の中でも最も高い。すなわち、信用金庫は小規模企業層を支える存在となっており、金融業務の同質化があるとしても、情報の非対称性が大きく、財務体質が脆弱で経営相談機能が重要でかつ高リスクの分野に特化して、独自性を発揮しているのである。

図表40 地域金融機関は中小企業貸出が競争的としている（『中小企業白書2008年版』）

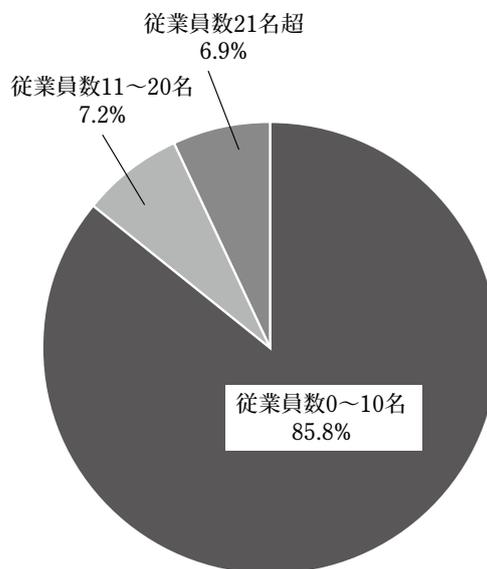


(注) ここでいう地域金融機関とは地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合を指す。
 (備考) (株)東京商工リサーチ『中小企業の資金調達環境に関する実態調査』(2007年12月)

図表41 金融機関取引に関するアンケート調査および従業員規模別貸出先構成比

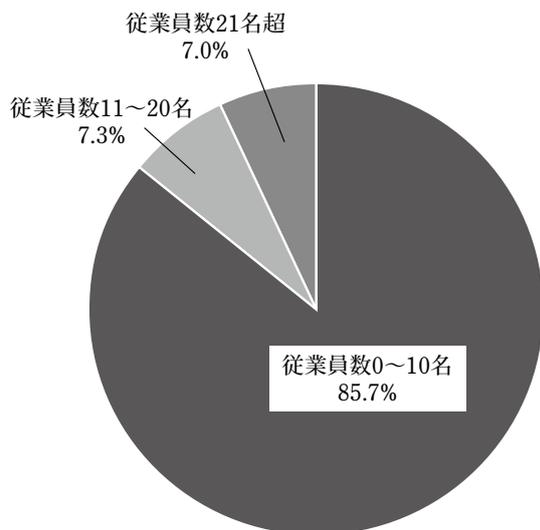
	継続取引 金融機関	メインバンク
信用金庫	60.9%	43.0%
都市銀行	26.1%	16.6%
地銀・第二地銀	49.6%	34.3%
信託銀行	0.5%	0.1%
外資系	0.2%	0.0%
信用組合	6.6%	2.5%
労働金庫	1.0%	0.1%
郵便局	10.3%	0.1%
農中・商中	2.6%	0.8%
農協・漁協	8.4%	1.4%
インターネット銀行	1.5%	0.1%
政府系金融機関	5.2%	0.6%
その他	0.4%	0.5%

従業員規模別貸出先構成比
(平成20年3月末現在)

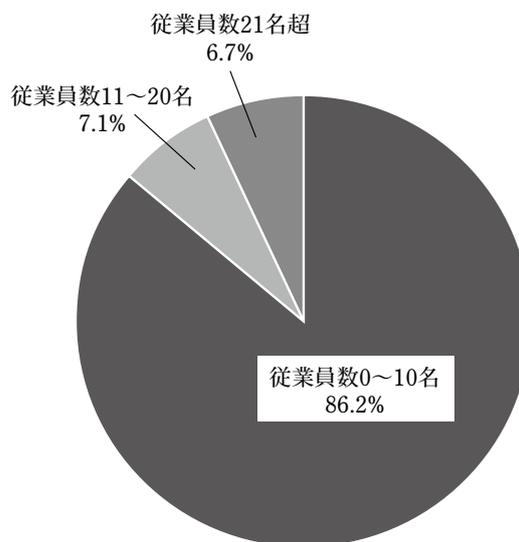


※複数回答あり
 (出所) 金融審議会協金WG資料
http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/dai2/siryou/20080704/03.pdf
 (備考) 全信協外部委託『金融機関取引に関するアンケート調査』

預金量 1兆円以上 (22金庫)



預金量 3,000億円未満 (148金庫)



(注) 集計対象は、地方公共団体および住宅ローン・消費性ローンのみの先を除く法人・個人事業主(平成20年3月末時点)。
 従業員数0～10名には、システム上に従業員データの無い先(主として簡易査定先等の小規模かつ延滞のない先)を含む。
 (出所) 金融審議会協金WG資料
http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/dai2/siryou/20080704/03.pdf
 (備考) 全信協力調べ(有効回答256金庫)

[12.2] 会員制度の形骸化

(1) 会員制度の実態

信用金庫制度の問題として繰り返しいわれるのが、会員制度の形骸化である。信用金庫は、融資を受ける際に会員となる必要があるが、預金をする場合には会員になる必要はないという非対称的な制度である。すなわち、信用金庫は地域を会員組織の基盤としており、地域内資金循環を図ることが事業の基本としている。事業地区内の会員・非会員から預金を受入れ、それを原資に営業活動も地区内で行なっていることにより、地域内の情報を集積し、人的交流を濃密に実施することにより、中小企業との信頼関係が醸成され、景気の波にとらわれず、中小企業や地域住民等に必要な資金をできる限り安定的に供給することができるのである。

会員制度の形骸化というとき、1つはメンバーシップの良さが発揮されておらず、単に融資を受けるときに会員になるものの、融資後は特段のメリットがないという側面と、会員が信用金庫の経営に対してガバナンス機能を発揮することが希薄であるという側面がある。会員数を時系列で見ると、2013年3月末には900万人で、過去20年間に100万人増加している。これは中小企業数の400万社を上回るもので、個人の住宅ローン利用等も多いと思われるが、中小企業への浸透度は高いといえよう。

会員制度を利用したものに、ビジネスマッチング、経営者との懇談会・研修会開催、懇親旅行など会員相互の交流・情報交換などを

促進する事業が行なわれている。これらは普通銀行でも行なわれているものもあるので、特段、信用金庫に固有のものではないとの意見もある。しかし、金融審議会協金WGで紹介された事例としては、以下のようなものがある。

・「しんきん協議会」による地域貢献

都内信用金庫の営業店が、個別信用金庫の枠を超えて区や市ごとにまとまり、しんきん協議会を設置し、協議会では地域の中小企業や地域住民のニーズに応えるべく、その地域ならではのきめ細かい活動を一丸となって推進するために、地域貢献活動を行なっている。その活動例として、商工団体開催のイベントへの協賛・参加、経済講演会の開催、商店街へのポスターの寄贈（正月営業告知ポスター）、行政区との制度融資についての意見交換、交通安全運動への協力、こども相撲大会等への協賛による地域の青少年育成への貢献などがある。

・高齢者ケア訪問

全店（30店舗）で1,767先の高齢者世帯（独居、昼間独居、高齢者夫婦）を抽出し、2004年5月から渉外担当者が毎月最低1回は訪問し、困り事、健康状態等について尋ねて、営業店は毎月訪問結果を取りまとめのうえ、地域共生課へ報告している。訪問時に、通常と違う様子に気づき病院に同行した例などもある。悪徳リフォーム業者や振り込め詐欺への注意喚起等も行ない、どんな些細なことで

も相談頂けるようにと訪問活動を続けている。また、年金を宅配するようなサービスも行なっている信金もある。

この他、山間部を巡回する移動店舗車、バイオマス（生物資源）に着目したNPO法人の設立、移送サービス、地場産業デザインコンテスト、渉外系の「防犯パトロール協力隊」による地区内小・中学生の監視、市民救命士講習会の開催・救急インストラクターの公立学校などへの派遣などの事例がある。また、地域貢献活動に振り向けた経営資源について、携わった役職員数延べ327,486人、要した費用延べ121億1,730万円（2007年度1年間で1金庫あたり1,208人が地域貢献活動に携わり、地域貢献活動費用として4,471万円）を支出したという。

このように会員制度を活用した事例ばかりではないが、地域貢献活動の成果が上がってお

り、会員制度の形骸化とするには疑問のある例もある。他金融機関の行なう同様な活動とは一線を画していると思われる。また、会員の意見吸収にも多くの信金が取り組んでいる（図表42）。

(2) 会員制度によるガバナンス

会員制度のもう一つの課題は、ガバナンスにあるといえる。その課題は総代会の活性化である。総代は会員から選出されるが、総代選考は専ら経営者層によって行なわれるので、経営者の意向を反映するものとなりがちといわれる。この点は、株式会社制度でも取締役選任のプロセスは同様であり、ガバナンス的には大きな相違はない。しかし、同じ総代会制度を採る相互会社制度の生命保険会社では、総代の立候補制度などを採用している点などは、信用金庫では導入されておらず、課題であろう。

実際の総代選考は、地域・年齢・業種・性別等が考慮され、相応の基準があるものの、総代の定年制・重任制限規定がない信金も多い。これは、地域制限があるため、その地域に適当な人材が不足する事態が、人口減少地

図表42

全信協では平成20年4月に、19年度中の全国信用金庫の地域貢献活動（預貸以外による経済的貢献及び文化的・社会的貢献）に携わった役職員数及び要した費用に関する調査を実施。

結果は次のとおり（回答金庫数271）

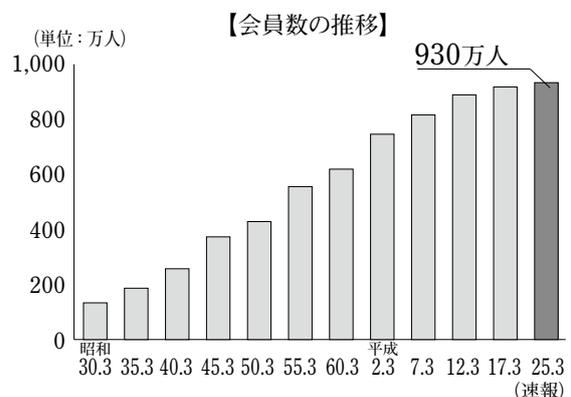
- ・携わった役職員数：延べ327,486人
- ・要した費用：延べ121億1,730万円

※19年度1年間で、1金庫あたり1,208人が地域貢献活動に携わり、また、地域貢献活動費用として4,471万円を支出。

- (注) 1. 調査結果は各信用金庫の19年度中の地域貢献活動について、活動項目ごとに携わった役職員数及び要した費用を算定し、これらを合計した値である。
2. 例えば、ある活動について10人が携わり、50万円の費用を要した場合は、活動期間に関わらず10人、50万円とカウントしている

(出所) 金融審議会協金WG資料
http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/dai2/siryu/20080704/03.pdf

図表43



域や高齢化が進む地域では起こりがちなので、一概に批判することは難しい側面もある。

実際の選考に当たって、候補者を支店に開示しており、透明性は確保されるとしても、生命保険のような信任投票は行なわれていないなど、改善の余地は多い。会員に対するアンケートでも、信金の経営に何らかの意見開示を行なったとする回答は4割を超えており、会員制度がサイレントであるというわけではない。問題は、意見の中身であり、融資を受けている会員は信金の経営に対してネガティブな意見を開示しにくいかもしれないので、匿名にするなどの工夫の余地は残る。

しかし、会員制度が信金から融資を受けている者から成るので、会員から選出された総代が、その力関係からして信金の経営層に否定的な意見を開示しにくいという問題は残

る。したがって、総代の選考母体を会員に限定するのではなく、会員以外の預金者から総代を選考するとか、信金と取引のない地域の代表を総代に選考する等の、会員制度に捉われない工夫も必要となる^{(注)120}。信用金庫法は、会員のうちから公平に選任することを規定しているので、原則は会員からの選出になるが、定款に例外規定を置き、若干名を非会員からの選出とすることも可能ではなかろうか。また、立候補制のように意見を有する者をピックアップする工夫も必要であろう。非会員預金者を総代に選考している事例もあるが、非会員といっても会員の縁故者など、会員と利害を同じくする者からの選考では実態は余り変わらないので、この点の工夫も重要である。

図表44

総代候補者選考にあたって配慮しているポイント

配慮しているポイント	金庫数
地域のばらつき	268
年齢層のバランス	136
業種のばらつき	106
性別のバランス	46
その他（地域における信望が厚い、総代としてふさわしい見識、積極的な経営改善の提言が見込まれる等）	14

会員の意見を反映させる仕組みの実施状況

実施項目	金庫数
会員向けアンケートの実施	111
会員を対象とした懇談会の実施	85
店舗に意見、要望投書箱を設置	68
電子メール・電話による意見・要望窓口の設置	52
役職員によるヒアリング	42
意見投稿用はがきの送付	29
会員モニター制度	11
その他（総代に会員意見の収集を依頼、会員親睦団体を設立して意見を反映等）	35

(注) 平成20年3月末の全国279金庫の回答結果（複数回答可）

(出所) 金融審議会協金WG資料

http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/dai2/siryou/20080704/03.pdf

(備考) 全信協『地域密着型金融の取組み状況に関するアンケート調査（平成19年度）』

(注) 120. 信用金庫法の総代会に関する規定は以下の通り。

第四十九条 金庫は、定款の定めるところにより、総会に代るべき総代会を設けることができる。

2 総代は、定款の定めるところにより、会員のうちから公平に選任されなければならない。

3 前項の定款には、総代の定数その他政令で定める事項を定めなければならない。

4 総代の任期は、3年以内において定款で定める期間とする。

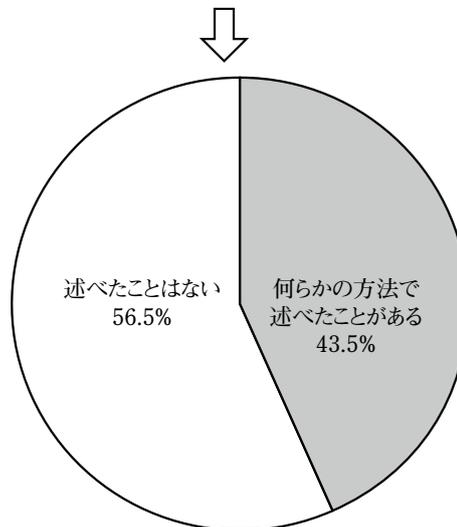
図表45 総代会制度などの取り組み状況

	信用金庫	信用組合
総会採用	2	5
総代会採用	285	163
総代定年制	99	6
重任制限	11	1
総代会制度の開示状況	284	151
総代会の仕組み	283	129
総代候補者選考基準	256	41
総代の選考方法	279	94
総代会の決議事項	274	128
総代の氏名	269	93
総代会の模様	65	45
総代の属性構成比	42	19
会員・組合員の属性構成比	26	7
会員・組合員の意見を反映させる仕組み(複数回答あり)		
アンケートの実施	159	104
モニター制度の導入・実施	16	5
懇談会の実施	113	67
総代会における報告 (会員・組合員の声を経営に 反映したことについて説明を 実施)	103	41

(出所)『週刊 金融財政事情』2009年8月3日号、p.13。

○会員として、信用金庫経営についての意見・質問を述べたことがありますか

何らかの方法で述べたことがある	43.5%
述べたことはない	56.5%



○どんな方法で伝達しましたか

支店長に伝える	32.9%
営業係に伝える	32.4%
懇談会・業況報告会等の際に伝える	13.3%
経営陣に伝える	9.2%
総代に伝える	6.4%
経営者の会等で伝える	4.0%
その他	1.7%
信用金庫にメールする	0.0%

※ 複数回答あり

(出所) 金融審議会協金WG資料

http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/dai2/siryu/20080704/03.pdf

(備考) 全信協外部委託『金融機関取引に関するアンケート調査』

(3) 会員制度に拠らないガバナンス

株式会社でも経営の不幸事等が問題になり、それが委員会等設置会社であったりするので、ガバナンスの仕組みには完璧なものはないかもしれない。それにしても、監事会制度、外部理事（非常勤理事）の一定割合の確保などは課題となろう。あるいは、執行役制度を活用して、理事会との牽制機能を確保するような制度設計もありえよう。また、評議員会を設置して、理事会との牽制関係を構築することもありえよう。これが、相互会社生命保険会社が採用している総代会・評議員会という構造を念頭に置いたものである。

いずれにしても、制度設計はどのようにでも可能であるが、問題はいかに活用するかである。会議体が多いということは、その分意思決定プロセスの効率性が阻害されることであり、経営面での課題を残すことになる。経営の効率化を図れば、会議体の形骸化にも繋がる。万能な制度がない以上、いかに運用するかにかかっているのである。

13. 結び —信用金庫の存在意義の確認

[13.1] プロシクリカリティ (Procyclicality) の問題

(1) プロシクリカリティ (Procyclicality)

アメリカのサブプライム・ローン問題以降の世界的金融危機の中で、金融システムの健全性を維持する上で、金融規制・監督の重要性を顕在化させた。これは、マクロ経済の循環的な変動が金融規制・監督によって増幅さ

れるという問題であるが、そのチャンネルには金融機関の行動があり、金融規制・監督に伴う貸出行動等が景気の振幅を大きくするというのを、プロシクリカリティ（循環増幅効果）問題として認識されている。

このプロシクリカリティ問題に対して、一般の金融機関とは異なる目的関数を有する協同組織金融機関は、その相互扶助性から景気の振幅を緩和する方向で金融機能を発揮しうる存在であると理解される。すなわち、プロシクリカリティ問題を緩和することが期待されるのである。

プロシクリカリティ問題は、近年の世界的金融危機で初めて認識されるようになったものではない。自己資本比率規制いわゆるバーゼル合意からのものである。自己資本比率規制は、金融機関の資産や取引に内在する信用リスクや市場リスクなどに対して、金融機関が十分な自己資本をリスク・バッファーとして保有することを義務付けるものである。この自己資本比率規制の下では、金融市場の流動性が潤沢である景気拡大局面では、リスクが過小評価されがちなため、融資等による金融機関のリスク・テイキングが活発化して、景気や金融市場を過熱させる傾向がある。他方、景気後退局面においては、リスクが過大評価され、所要自己資本が増大して、实体经济に抑制的な効果が働く傾向がある。このように、プロシクリカリティ問題というのは、金融セクターとリアル・セクター（实体经济）との間での導体的な相互関連で生ずるフィードバック・メカニズムのことである。

(2) バーゼル合意 – 自己資本比率規制

銀行には、金融システムの破綻の回避の目的で種々の公的な規制が課せられており、金融市場のグローバル化の下で、金融システムの連鎖的な破綻への対応が必要になる。1988年7月にバーゼル銀行監督委員会が公表した「自己資本の計測と基準に関する国際的統一化」の内容を「バーゼル合意 (BIS規制)」といい、日本を含む多くの国の自己資本比率規制として採用されている。これは国際的に活動する銀行等に、信用リスク等を加味して一定以上の自己資本比率を求める国際的統一基準で、累積債務問題等のリスクの増大等を背景に、国際銀行システムの健全性と安全性の強化を図ると共に、国際業務に携わる銀行間の競争上の不平等を軽減することが求められた。

自己資本比率は分母に総資産、分子に自己資本をとって算定するが、貸借対照表上のデータで計算するギアリング比率ではなく、分母となる総資産は各資産のリスクに応じて資産を分類し、それぞれをウェイト付けして加算した総資産とする方式 (リスク・アセット方式) が採用された。この測定方法によって達成すべき最低水準は8%以上とされた。日本では、1988~1992年度末の期間の移行措置を経て、1992年度末から、同基準が本格適用されている。国際的な金融システムの破綻回避のために、海外に営業拠点を持つ銀行に対しては、その健全性を確保するための国際的な統一ルールとして8%以上の自己資本比率を求める一方、海外に営業拠点を持た

ない金融機関の場合4%以上の自己資本比率が求められている。分子の自己資本の構成項目は、基本的項目 (Tier I) と補完的項目 (Tier II) からなり、基本的項目は無制限に、補完的項目は基本的項目と同額まで自己資本に算入できる。

その後、銀行が抱えるリスク (自己資本比率の分母) のより精緻な計測などを目指して1998年からバーゼル合意の抜本的な見直し作業が開始され、2004年6月に「自己資本の計測と基準に関する国際的統一化：改定された枠組」として新しい基準 (バーゼルⅡ、新BIS規制案) が公表された。バーゼルⅠにおけるリスク・ウェイトが極めて粗いものであったので、銀行が経営上認識している保有資産の信用リスクあるいはリスク・バッファとして必要な自己資本 (エコノミック・キャピタル economic capital) と、規制上求められる自己資本 (規制上の資本 regulatory capital) との間にギャップが発生していた。このようなギャップ (乖離) は、高度な信用リスク管理能力を保有する先進的な銀行であるほど大きく、規制によって銀行自身がリスク管理能力の向上を図るインセンティブが阻害されていた状況があった。さらに、一律かつ固定的なリスク・ウェイトによって、新しい金融商品を活用して規制上の自己資本比率を嵩上げしようとする規制回避行動を助長することがあった。そこで、リスク・ウェイトの精緻化、債務者格付けやデフォルト確率・デフォルト時損失率などで表される信用リスクの度合いに応じて所要自己

資本がきめ細かく変化するように、所要自己資本の算定方法が精緻化されたのである。信用リスク算出方法には、銀行の経営特性やリスク管理技術に応じて、標準的手法・基礎的内部格付手法・先進的内部格付手法の中から選択可能になった。また、信用リスク・市場リスクに加えて、新たにオペレーショナル・リスク（事務事故・契約不備・不正行為などによる損失）に対しても所要自己資本が賦課されるようになった。

日本では、2006年度末から（最も先進的な手法を採用する銀行では2007年度末から）、新規制へ移行した。信用リスクの計算をより精緻化するとともに、オペレーショナル・リスク（事務ミスや不正行為等によって損失を被るリスク）を対象に含めたもので、自己資本比率は「自己資本÷[信用リスク（貸出金等が貸倒れとなる危険）＋市場リスク＋オペレーショナル・リスクに係るリスク・アセット]×100」（%）として計算される。分母はリスク・アセットのウエイトが変更され、中小企業・個人向け融資のリスク・ウエイトが100%から75%に、住宅ローンについては50%が35%に減じられた。事業法人のリスク・ウエイトは100%から、格付け対応であれば20～150%に変更された。

2007年夏以降のサブプライム問題、2008年9月以降のリーマン・ショック、それに続く欧州債務危機など世界的な金融危機が席卷している。このような状況を踏まえて、2009年4月のロンドン金融サミットにおいて、金融監督・規制の抜本的な改革の方向性

が提示された。この中で、自己資本比率規制について、サブプライム問題に端を発する金融危機への当面の対処として、バーゼルⅡの銀行勘定の証券化商品の取扱い及びトレーディング勘定の取扱いを強化するバーゼル2.5（マーケット・リスク規制の強化。2009年7月公表、2011年末より実施）が導入され、さらに世界の主要銀行に対して自己資本の「量」と「質」の向上が検討され、2010年9月にはバーゼル銀行監督委員会から国際的に活動する銀行に対する新しい自己資本比率規制案が発表された（バーゼルⅢ）。この規制案では自己資本に該当する要件の厳格化が取込まれた。

（3）バーゼル合意とプロシクリカリティ

バーゼル合意当初からプロシクリカリティ問題は生じていたが、バーゼルⅡでは債務者格付け、デフォルト確率などに応じて所要自己資本がきめ細かく規定された分、プロシクリカリティが大きくなった。とくに、トレーディング勘定における市場リスクについてVar（Value at Risk）が、金融市場のボラティリティが少ない好況期には小さく、反対に金融危機にはボラティリティが大きくなるので、プロシクリカリティが生じる。

このようなプロシクリカリティ問題に対応するために、バーゼルⅡには種々のプロシクリカリティ緩和策が採られている。Tier1資本の質・一貫性・透明性の向上、補完的指標としてのレバレッジ比率の導入、景気連動性

図表46 マクロ・プルーデンスとマイクロ・プルーデンス

	マクロ・プルーデンス・ポリシー	マイクロ・プルーデンス・ポリシー
直接的な目的	金融システム危機を抑制	個別金融機関の経営危機の抑制
最終的な目的	金融システム不安によるGDP低下の回避	消費者・投資家・預金者保護
リスク特性	集団的行動に依存(内生的)	個別主体の行動は互いに独立(外生的)
金融機関間の相関共通エクスポージャー	重要	あまり重要でない
健全性維持の対象監督経路	システム全般のリスクトップ・ダウン	個別金融機関のリスクボトム・アップ

を抑制するような最低水準を上回る資本バッファの枠組の導入、などである^{(注)121}。

バーゼルⅡなどの伝統的な金融規制は、個々の金融機関の健全性確保を目的としたマイクロ健全性規制 micro-prudential policy であるが、これでは不十分として、金融システム全体の健全性を目的としたマクロ健全性規制 macro-prudential policy が重要とされてきた。これは金融システム全体の健全性維持を目的として、金融機関間あるいは金融機関と金融市場の相互作用を通じて、金融危機に繋がりがねない不均衡が金融システムに累積するのを防止するものである。

(4) 協同組織金融機関とプロシクリカリティ問題

自己資本比率規制は協同組織金融機関についても適用されている。したがって、プロシクリカリティの問題は生じる。しかし、自己資本比率規制は国内基準であること、また信

(注)121. 詳細は小野 [2009] 参照

用リスク算出方法は標準的手法であること、市場リスクは少ないことなどから、プロシクリカリティ問題は小さいものと考えられる。

とくに、所要自己資本の算定にとって重要な債務者格付け、デフォルト確率 (PD: Probability of Default)、デフォルト時損失率 (LGD: Loss Given Default) などの変動は、一般の銀行よりも小さいと考えられる。これは、協同組織金融機関の目的関数が短期的な利潤極大ではなく、相互扶助による企業育成・企業存続支援にあることによるものである。一般の銀行であれば、利潤確保・損失回避から引き上げてしまう融資であっても、協同組織であれば、継続して支援することを行っている。この点は、家森 [2008] が「協同組織金融機関はぎりぎりまで支えようとする」と指摘したことと平仄を合わせるものである。このことは、協同組織金融機関の経営としては、マイナスの効果をもつ可能性があるが、危機の時に融資を引き上げないという行動が、プロシクリカリティ問題を緩和する効果を持っていると考えられるのである。

[13.2] ゲーム理論による説明 — 協同組織金融機関の存在意義

(1) 異なる目的関数をもつ経済主体の存在

協同組織金融機関の存在意義を考えると、ゲーム理論的視点が重要である。ゲーム理論によれば、異なる目的関数をもつ経済主体が存在することによって、市場が効率的になることが知られている。この点について

は、公的金融と民間金融が存在する金融システムの問題として多くの研究がある（井手、鈴木、吉野・藤田など）。官民均衡・民民均衡などが理論的に整理されてきた経緯がある。

ゲーム理論的には、相手の行動を予測して自らの行動を決める場合には（たとえば、互いに相手の貸出額を不変と予想して自らの貸出額を決め、互いに協調しない場合など）、クルノー＝ナッシュ均衡が成立する（たとえば、自分の貸出を増やしても利益が上がらない）ことが知られている。このクルノー＝ナッシュ型競争に目的関数の異なる主体が参加しても必ずしも社会的厚生を高めることにはならない。

しかし、異なる目的関数をもつ主体が、相手の行動を正確に推測して、シュタッケルベルグ・リーダーとして行動する（たとえば、金利を優位に設定するとか、公共性を発揮するなど）と社会的厚生は高まることが知られている。すなわち、協同組織金融機関が非営利性ないし協同組織性を目的関数として、株式会社組織の金融機関の行動を正確に推測して行動すれば、金融システムにおいて一定の役割を果たすことが期待されるのである。いうまでもなく、協同組織金融機関がいかにすれば、シュタッケルベルグ・リーダーとして行動できるか、という点がポイントである。

目的関数が異なる主体が存在する場合として、たとえば、ある市場に民間企業と公企業が存在するケースを考える。この民間企業と公企業とが、相手の行動を予測しつつ行動するときには、クルノー・ナッシュ均衡（互い

に他の生産量を不変と予想するときに成立する均衡。双方ともに受動的に行動する）が成立する。すなわち民間企業は、利潤極大行動をし、相手の行動を受動的に受け取る（反応関数）とする。一方、公企業は社会的厚生を最大化し、公的関心度（social consciousness）を最大化しようとする（目的関数は $Z = \alpha \pi + (1 - \alpha) W$ ）。ここで、 $\alpha = 0$ ならば公的関心度が最大となるが、 $\alpha = 1$ ならば公的関心度はなくなる。もし、公企業が社会厚生への配慮を含めてクルノー・ナッシュ型競争に参加しても、 $\alpha = 1$ に近い状況ならば、社会全体の厚生は改善されず、いわゆる民民均衡と同じになってしまう。

これに対して、シュタッケルベルグ（Stackelberg）均衡（公主導型すなわち公の行動に対する民間の追従的行動を考慮する）を考えると、 $W(0) > W(1)$ となる。つまり公が社会厚生への配慮を含め、シュタッケルベルグ・リーダーとして行動すれば、民民均衡よりも社会厚生は改善されることになる。

このように、異なる行動原理をもつ主体が市場に存在することだけでは、社会的厚生は高まらないが、一方がシュタッケルベルグ・リーダーとして行動すれば社会的厚生は高まるのである。先の α を公的関心度（social consciousness）とすれば、公的金融機関の存在によって社会的厚生最大化となる。同様に、 α をメンバーの利益最大化と考えれば、協同組織金融機関という非営利・中間法人（営利・公益も目的とせず）の存在が、預貸金市場を効率的にする可能性がある。

このように目的関数が異なる主体の存在があり、なおかつ利潤極大でない目的関数をもつ主体がリーダー的に行動することによって、社会全体の厚生が高まることが期待されるのである。

(2) 協同組織金融機関と金融システム

金融システムといっても、アメリカ型とヨーロッパ型などいくつかのタイプがある。現在の日本型システムが指向していると思われるアメリカの金融システムのプレーヤーは、主に営利法人である商業銀行で、相互組織であるS&Lも株式会社形態が多くなっているように、営利組織に近い存在になっている。非営利の協同組織形態としては、クレジット・ユニオンと農協系の協同組合銀行のグループにすぎず、その資金シェアは小さい。郵便貯金は1967年に廃止されており、政府系金融機関は存在しているが、その資金調達には基本的には市場調達である（連邦資金調達銀行が財務省から借入れの形態をとるが、その原資は財務省の国債発行によるものが多い）。

これに対し、ヨーロッパの金融システムは、ドイツ流のユニバーサルバンクに代表されるように、業務面での自由化が進んでいるが、いわゆる間接金融の担い手である狭義の金融仲介機関は、商業銀行グループ、貯蓄銀行グループ、協同組織金融機関グループ、の3つに大別される。株式会社組織である商業銀行グループのほかに、これを補完する形で貯蓄銀行・協同組織金融機関が存在するの

一般的である。

協同組織金融機関は、国によっては、基本的にメンバーシップに則とり、非営利の経営を行なっているが、ヨーロッパの土壌の中で、他の金融機関と同質化してきている。たとえば、協同組織金融機関の中には、員外からの預金吸収に制限がないもの、貸出についても員外を制限しないもの、も多いことが挙げられる。さらに、ヨーロッパの協同組織金融機関には、税制・補助金等の面で特別の優遇措置を受けていない場合も多い。

したがって、日本の金融システムは郵便貯金や協同組織金融機関のシェアの小さいアメリカ型ではなく、むしろヨーロッパ大陸型に近いのである。図表47のように、ディスクロはヨーロッパでは積極的ではないし、預金保険の活用も盛んではない。日本型システムの特殊性（問題処理の密室性や行政の不透明性、弱い検査機能など）は、アメリカのシステムに比べてのものであり、日本特殊論はややアメリカ・サイドに偏しているきらいがある。日本の金融システムを考えると、営利組織にはアメリカ型を追求するとしても、非

図表47 金融規制のタイプ

	ディスクロージャー	預金保険	LLR
アメリカ	○	○	△
イギリス	△	×?	○
日本	△	×?	○
ドイツ	×	×?	○
フランス	×	×?	○

※ LLRとは、中央銀行の最後の貸手機能のこと。
○：積極的、×：禁止あるいは否定的、×?：制度はあるがあまり利用せず。
(出所)『金融経済研究』第9号、p.83。

営利組織をいかに市場型システムと整合的にソフトランディングさせるかが重要で、ヨーロッパ型システムからも学ぶべき点が多くあろう。金融システム論として、営利組織と非営利組織のバランス、機能分担などが十分議論されてこなかった点に、住専問題の一端があるともいえよう。ただ、ヨーロッパでも営利組織金融機関のリテール・シフト現象は存在しているが、協同組織金融機関への影響は大きいものではない。

ヨーロッパ型システムの特徴を解明することが、今後の課題であるとしても、いくつかのヒントはある。大久保[1995]は、イングランド銀行は、経営困難に陥った銀行の支援についてできる限り秘密にすること、支援の有無について明確な基準はなく、事前に予測しえないようにすることが重要とされていること、検査官の数も多くないこと、などを指摘している。とくに、銀行と当局の関係について、①国内の銀行も国外の銀行も取扱が同じで、当局は銀行の育成にも配慮する、②銀行経営には規律と自己管理が重んぜられる、③当局との意思疎通が重んぜられる、④規則は状況に応じて柔軟に適用される、⑤問題は密室 (behind the scene) のうちに処理される、という特色があり、イギリス型システムは日本型に近いといい、他のヨーロッパ諸国でも同様であるという。むしろ、アメリカ型システムは訴訟社会を反映し、コストがかかりすぎることを論じている。

金融システムとして考えると、すべてアメリカ型のシステムにするのがよいとも思われ

ず、協同組織金融と公的金融を併存させる金融システムについての方向付けが重要である。この点で、ヨーロッパ型システムを参考にすべきであるし、高齢社会を日本よりも先に体験している国の経験に学ぶことも多いはずである。

ただし、注意しておくべきことは、ヨーロッパ型社会の安定性ないし成熟性は評価されるべきであるが、果たしてダイナミックな社会であるかは問うておく必要がある。金融の世界でもデリバティブに代表される先端分野はマネーセンターであるニューヨークの主導性は大きく、先進的などころに鞆寄せしておくことが重要な視点でもある。日本のシステムの方向としては、アメリカ型の透明性・競争メカニズムとヨーロッパ型の多様性を統合したシステムなのであろう。

金融システムにおける対抗力として協同組織金融機関を考える場合には、協同組織金融機関を全体としてみる視点も考慮されるべきである。たとえば、ドイツのDGグループは、商業銀行・貯蓄銀行と並んで3大ユニバーサルバンク・グループを形成し、預金シェアでは約22%、貸出シェアでは約20%弱のシェアをもつが、制度的には1970年代に信用組合系と農協系が統合され、業務上の区別はなくなった。さらに、3段階組織を2段階にするなどの組織改変を行なう一方、70年初頭には7,000ほどあった組合数が90年代に半減したように合併等も行ない、他業態との競合に対応している。

ドイツの例にみるように、協同組織金融機

関の統合も1つの選択肢であり、その前段階に中央機関の統合といった方向もありえよう。他方、純粋NPO金融機関として残ることも考えられ、たとえば職域・業域の信用組合は共助・共済組合的方向を目指すことになる。いわゆる、純粋NPOとして、「市民バンク」的方向もあるが、市民事業のベンチャー支援ともいえるもので、マスの的には小さなものに留るであろう。

(3) ゲーム理論と協同組織金融機関

ゲーム理論的には、協同組織金融機関が一般の銀行と異なる目的関数を持って行動する限り、経済的厚生を高めることが明らかである。すなわち、信用金庫が銀行とは異なる行動をとる限り、その存在意義があるといえる。銀行と同じような行動をとれば、ナッシュ均衡に近付き、経済システムへの貢献は低い。しかし、中小企業金融で主導的な立場をとり、積極的にリスクをテイクする行動をとり、銀行に対してシュタツケルベルグ・リーダーとして行動すれば、中小企業金融市場の活性化を促し、その存在意義は大きいものと理解される。

このように、協同組織金融機関が一般の銀行と異なる行動をとるということは、経済的厚生を高めるとともに、プロシクリカリティ問題を緩和する効果を持つのである。このように、ゲーム理論による協同組織金融機関の存在意義の確認の議論は、プロシクリカリティ問題において協同組織金融機関が一般の銀行と同じ行動を採らないことによって、そ

の緩和効果を持つことと整合的ないしコインの裏表の関係にあるものと考えられる。

[13.3] リレーションシップ・バンキングと信用金庫 ー非効率性

(1) 地域金融の担い手

信用金庫の目的関数が、一般の銀行と異なるということは、その非営利性・相互扶助からして、効率を追求していない可能性がある。いわば、非効率性を抱えているのである。別言すれば、利潤極大行動をとっていない可能性があり、長期費用曲線上（包絡線）で行動していない可能性が高い。このような観点から信用金庫の行動を検討する。まず、リレーションシップ・バンキングのコンテキストで考える。

「地域の中小企業への金融の円滑を果たすための有効な手法としてリレーションシップバンキングを理解すると、その中心的な担い手として期待されるのは、いわゆる中小・地域金融機関、すなわち地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合であると考えられる」という金融審議会の2003年報告の表現のように、地域金融の担い手は、地域金融機関と呼ばれ、既にみたように地方銀行・第二地方銀行という地域銀行と信用金庫・信用組合という協同組織金融機関である。地域金融機関は、法律用語ではなく、慣用的な表現である。地域金融機関というのは、一般的には、限定された営業地域の中小企業や個人を主な顧客にしている金融機関の総称ということになる。メガバンクは、地域においても営

業しているのので、地域金融機関の側面も持つが、地域金融機関とはいわない。

地域金融機関といっても、広域型の地方銀行・第二地方銀行は、融資先に制限もなく地域の大・中堅企業取引はもとより、地域でホールセールも行うほか、東京にも支店を持ち、マネーセンター機能をも有する地域の中心金融機関である。これに対して、信用金庫・信用組合等はその狭域の地域を離れられず、融資先を限定され（信金で資本金9億円以下または従業員300人以下）、東京事務所もなく、地域に密着した運命共同体的関係を義務付けられている狭域型組織である。

この点で、地域を離れられない狭域型の地域金融機関こそ地域金融の担い手そのものかもしれない。信用金庫は、地元の中小企業・個人・地元社会に貢献することを義務付けられており、会員制度を使うことによって、裾野金融という貸手と借手の間の情報の非対称性が強い分野において、銀行の審査とは違った人縁・地縁というヒューマン・リレーションシップによる情報生産で非対称性を解消し、金融サービスを供給しているのである。株式組織の銀行では目の行き届かない小規模企業、ベンチャービジネス、スタートアップ企業等の掘り起こしと支援、地域の住民をも含む木目細かくかつ効率性だけでは割り切れない金融サービス、情報提供等の非価格サービス等がヒューマン・タッチで供給されることも、信用金庫の役割である。短期的利益がなくとも、スタートアップ・ベン

チャー企業が育つなど長期的にプラスであればよく（短期的に貸出金利が、調達コストを吸収できなくても、長期的に平準化されるなども）、効率性のみで左右されないのが信用金庫の特色であろう。

(2) 信用金庫のリレーションシップ・バンキング (1)

信用金庫は、その会員になることで融資を受けることができる相互扶助性をもつ協同組織である。会員になるには、個人事業者の場合は常時使用従業員数300人以下、法人事業者の場合は常時使用従業員数が300人以下または資本金が9億円以下、という条件があるほか、1融資先に対する限度額は、1998年12月から信用金庫の自己資本の25%相当額となっている（図表48のように、会員資格は拡大されてきた）。ただし、700万円以内の小口融資などについては、会員以外の利用も可能である。

預金受入に制限はなく、既に繰り返し述べたように、信用組合のように員外預金という制約はない。したがって、会員制は、融資サイドのみに存在するので、「片肺の協同組

図表48 会員資格の推移

昭和 26年 6月	従業員100人以下 (信用金庫発足時)	
27年 5月	同	300人以下
43年 6月	同	または資本金1億円以下
48年 7月	同	または資本金2億円以下
56年 6月	同	または資本金4億円以下
62年 4月	同	または資本金6億円以下
平成 5年 4月	同	または資本金9億円以下

織」と呼ぶこともできる。しかし、その出自はあくまで中小零細事業者の相互扶助であり、営利追求ではない。現在もその理念は受け継がれ、法令（認可事項の定款に記載する）、で限定された地域において、狭域高密度といわれる戦略を武器に営業している。つまり、たとえば支店の周囲500メートルの事業所・家計をすべて対象に、個々の取引先の金融的ニーズをすべてカバーすることを意図して事業展開しているのである。

その際、収益を目標とするのではなく、地域社会への貢献を眼目に置き、その実現として金融サービスの提供を行なっている。無論、まったく採算のとれない先への金融サービスの提供はありえないとしても、たとえば融資によって当該企業が経営的に回復するか、融資に伴う経営支援・経営相談を行なうことによって、いずれは採算ベースに乗ることなどを重視している。

(3) 信用金庫のリレーションシップ・バンキング (2)

信用金庫のリレーションシップ・バンキングというのは、ある融資先で、他の事業主の紹介を受け、その情報を活用して新規開発を行なうことといわれるように、人縁と地縁を活用した営業活動として行なわれてきた。渉外活動を中心とするので、「足の金融機関」（フットワークの金融機関）ともいわれる。渉外担当・融資担当が対面取引を通じて集積・蓄積したソフト情報が信用金庫の情報生産活動である。信用金庫が、フットワーク、

ヘッドワーク、ネットワーク（中央機関である信金中央金庫グループがある）の金融機関といわれるゆえんでもある。

信用金庫の利用者は、会員資格を制限されており、会員が増資をして9億円超の資本金になったり、従業員が300人超になったりすると、信用金庫からの融資は得られなくなる。しかし、これでは信用金庫の経営が成り立たないので、「卒業生金融」という手法が整備されている。

卒業生金融は、長年にわたって信用金庫の会員として取引のあった事業者が、会員資格の範囲を超えて成長したため、直ちに会員としての融資を受けられないことは適当でないとして、過去一定期間会員であった事業者は、会員資格の範囲を超えて成長しても、その後一定期間に限り、引き続き融資できるよう信用金庫法施行令第8条で規定しているものである。卒業生金融の取扱いは、

- ・会員であつた期間が3年以上5年未満の場合、脱退のときから5年間
- ・会員であつた期間が5年以上の場合、脱退のときから10年間

というものである。信用金庫業界は、卒業生金融の期間の撤廃を求めていたが、大蔵省金融企画局時代に措置困難とされている。

(4) 信用金庫という協同組織

欧米で脱相互化（相互組織の株式会社化）という、相互組織形態の金融機関が株式組織化する動きが相次いでいる。これは、市場型金融システムの中で、資本調達、コーポレー

ト・ガバナンスや他の金融機関との統合などの際に、相互組織であることが制約になるためであるといわれている。アメリカの貯蓄貸付組合 (Savings and Loan Associations (S&L)) やイギリスの住宅金融組合 (Building Societies (BS)) などがその典型であり、諸外国の生命保険相互会社でも株式会社化が進んでいる。とくに、協同組織に近いといわれるS&LやBSが株式組織化したのは、協同組織に存在する系統中央機関がないからと思われる。市場型システムでは、市場運用・外部監視・情報開示などが重要とされるが、個別の相互組織金融機関ではこれらに十分対応できない。系統中央機関が、ネットワークの経済性を活かしつつ市場取引を行う一方、個別機関への監視・経営相談・破綻防止策などを行なえば、協同組織全体としてみれば、高い効率性・健全性をもつ金融グループになる。相互組織が系統中央機関をもたなかったため、業界上位の機関への統合が進んだり、他社・他業態からの乗っ取りにあたりしたのである。

信用金庫業界は、前述のように「経営力強化制度」を2001年4月に導入しているが、これは個別金庫から経営に関する資料提出を受け、信金中央金庫が客観的に経営分析を行ない、その結果から経営相談を行なう信用金庫を抽出し、経営相談を実施するもので、その結果資本増強が必要な場合には経営健全化計画提出や実地調査を経て資本供与も行なうというスキームとなっており、いわば資本注入策でもある。

信用金庫では自己資本充実策が出資金と諸

積立金に依存し、その充実が困難という協同組織の制約を免れないからでもある。経営分析では、単に自己資本比率だけで判断するのではなく、自己資本の中身も (負債性資本の多寡なども) 検討するという。さらに、信金中央金庫は風説の流布などにより一時的に預金の払戻しが急増した信用金庫に対して、流動性資金を供給する緊急融資制度を整備している。

(5) 中央機関の存在

このように、自己資本充実策が株式組織のように十分ではない協同組織の場合、自己資本増強に系統中央機関が関与する方式が重要となる。また、個別機関に系統中央機関が種々の相談・支援・監査などを行なうことはコーポレート・ガバナンス上も重要である。

協同組織金融機関は、もともと不採算性を内包しており、非営利性が強く、市場型金融システムのなかでは存続する価値は大きいですが、生き長らえるには相当の努力が必要となる。市場の論理とはなじまないからこそ協同組織は存在意義が発揮できるからである。そこで、市場型システムのなかでは、協同組織部門が協同・協力してセーフティネットを整備することも課題であろう。

市場型金融システムの構築が進んだ諸外国では金融排除問題という新たな課題に取り組んでいる。金融機関の統合や合理化によってアクセスポイントとなる店舗が廃止・統合されて取引機会がなくなることや、手数料引上げ・最低預入金額の引上げなどによって口座

を開設できない層が多くなっていること、金融機関が良質な金融サービスを提供する層を限定して一般の顧客層には提供しないことなどが起こっている。金融サービスの利用が制限されているのである。これに対応するために、一度民営化した郵便局のネットワークを、膨大なコストをかけて再度公的に利用することが多くの国で模索されている。

協同組織とくに信用金庫が、金融排除問題を未然に抑制する日本の金融システムのセーフティネットとして機能することが期待される。そのためには、郵便局ネットワークと提携し、たとえば郵便局を信用金庫の代理店舗として活用することなどは視野に入れることも必要である。

(6) 信用金庫の非効率性

地域金融機関としての信用金庫の業容を検討してきた。預金量の伸びが堅調な割りに、貸出の伸びがそれほどではなく、預貸率の低下という業界としては難しい課題を背負っている。これは地域の衰退をもろに被っているともいえ、地域金融機関の宿命でもある。反面、貸出の減少は、資産の縮小となり、リスクアセット・ベースの自己資本比率は上昇するので、健全性は一見高く、格付けも高くなるという状況も生まれる。

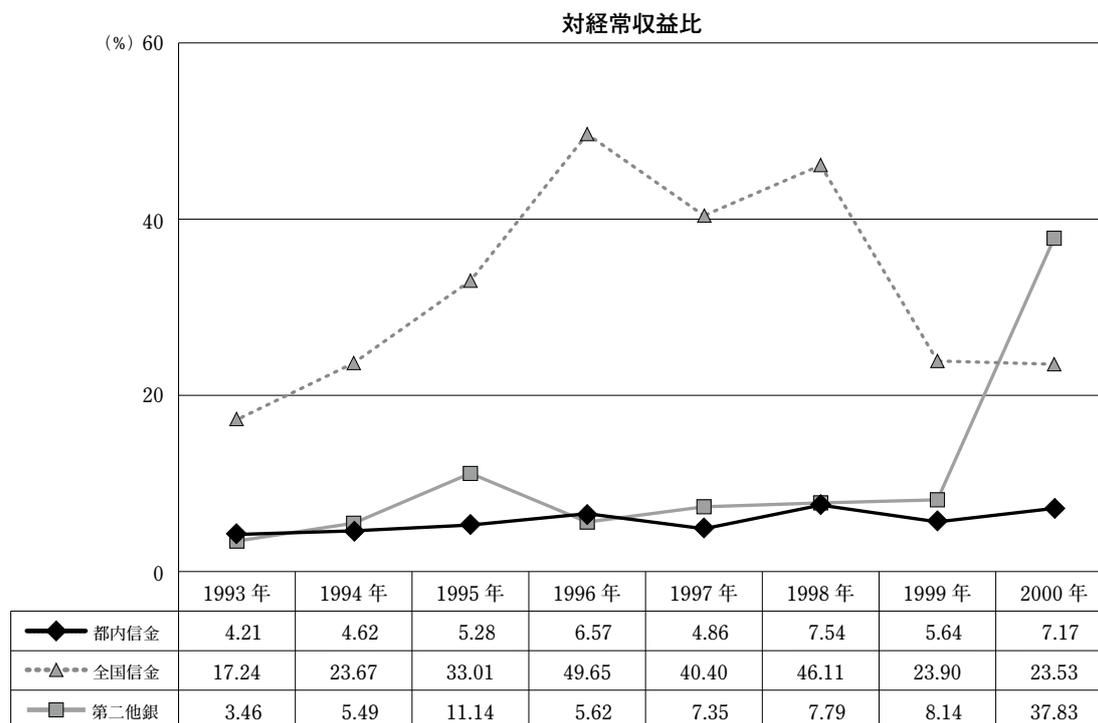
地域の景況・衰退の影響を受けるとはい

え、信用金庫の課題は与信能力の向上、つまり貸出先の開拓である。新規企業を見出すなどのまさに「目利き」の要請が課題である。

信用金庫はその出自からして小規模事業者を取引対象とするので、信用リスクが高いが、そのリスクに対抗できていない状況かもしれない。そこで、信用金庫がリスク負担をいかに行なったの代理変数としてライベンシュタイン流のX非効率性の計測を行ったところ(X非効率性の値は、費用関数を念頭に置き、最小平均費用の水準と実際の平均費用の水準がどれくらい離れているかの値を合計したもの。峯岸 [2003])、全国の信用金庫でみると、かなり非効率性を抱えていることが分かり、地域密着型のソフト情報を収集・蓄積する情報生産を行っていることが推測される^{(注)122}。但し、東京都内の信用金庫の場合、X非効率性は第二地方銀行と同水準であり、効率性の追求が行なわれているが、直ちにリスク負担を回避しているかは不明であるが、恐らく他業態との競争が激しいので、リスク負担は大きいと推測される。いずれにせよ、信用金庫は相応のリスク負担を行なっているものと推測され、その預貸率の低下のかなりの部分は地域経済の低迷による可能性が高いものと考えられる。

(注)122. 信用金庫の効率性の分析については、播磨谷 [2004]、筒井 [2004] [2005] などがある。播磨谷は信用金庫には効率性が薄いことを指摘している。筒井は経費率のように規模の経済性を含む効率性指標をとった場合、効率性仮説を支持する結果が得られた一方、経費率から規模の経済性を除外した指標を使ったり、フロンティア費用関数を推定した非効率性を使った場合には、その後の貸出変化との相関は小さく、効率性仮説は支持されなかったとし、効率性仮説の可否を判定するには効率性の定義として、規模の経済性を含めるべきかを検討する必要があるとしたが、結論的には効率性仮説においては、規模の効率性も含めたトータルな効率性を考えるべきで、効率性仮説が支持されたと結論する。また、地方銀行については藤野 [2004] がある。

図表49 信用金庫のX非効率性



(出所) 峯岸信哉 [2003]

[13.4] 法的起源論と協同組織

(1) 法的起源論

1990年後半以降、「法と金融」と題する論文が幾つか発表され、計量経済学的手法によって、各国の金融システムを法制・会計制度・債権者保護・株主保護などから明らかにし、大陸法（シビル・ロー）由来と英米法（コモン・ロー）由来とでは、その制度的な有効性が異なることを示した「法的起源論」が盛んになった。

法律分野において比較法が法系論などとし

て議論されており、英米法対大陸法の相違が所有概念などをめぐって展開されてきた^{(注)123}。

「法的起源論」は、この比較法の分野に一石を投じるもので、法律学者によって種々の議論が行なわれている。

これに対して、経済学分野では、経済発展にとって、シビル・ロー由来の国々とコモン・ロー由来の国にとではどちらが有効か、その結果として銀行型の金融システムと市場型の金融システムとではどちらが望ましいかなどと

いった議論が、Allen and Gale [2000] や世界

(注)123. 五十嵐 [2010a] によると、法系論とは、世界に存する無数の法秩序（法域）を、何らかの類似点を基準として、いくつかの「法系（legal systems）」、「法族（legal families）」、「法圏（Rechtskreise）」に分けることを試みる学問とされている（p.184）。松尾 [2011a] は、「法系」概念と「法伝統（legal tradition）」、「法的起源（law origin）」、「法文化（law culture）」を区別している。松尾 [2011a] は法系と法伝統が同義に用いられることがある一方で、法系を静態的な法システムの分類とし、法伝統を法システムの動態（安定と変化を継続的に繰り返す一塊の法システム）と捉えることもある。法的起源は各々の法システムの歴史的発展経緯、それに基づく法源、法律家による法の解釈・運用方法、法概念の特色などを意味し、歴史的動態の要素を含む法系・法伝統と実質的に同義とする。法文化は法伝統と同義に使用される他、よりミクロ的な特定の制度の特徴を指摘することもある（法意識・訴訟観・法解釈方法・婚姻形態・共同所有形態・契約観についての法文化というような使われ方である（p.181）。

銀行の研究スタッフなどによって展開された。最近では世界銀行の*Business Report*でも同じような視点で議論が行なわれており、各国の経済的なランキングが公表されている^{(注)124}。

法的起源論では、平時にはコモン・ロー由来の金融制度その典型としての市場型金融システムのパフォーマンスが高いが、リーマン・ショック以降の世界金融危機などのような有事にはシビル・ロー由来の銀行型システムの頑健性が高いことも示されている。日本の金融システムは、このような議論では銀行型システムと整理されるが、確かに世界金融危機で日本の金融システムは欧米に比べて深刻な影響がなかったことは、その全てではないにせよ、その傍証かもしれない。

この法的起源論からすると、シビル・ロー由来の国では、協同組織金融機関の存在の比重が高く、コモン・ロー由来の国ではその比重が低いという仮説が妥当する可能性が高い。

(2) 大陸法（シビル・ロー）と英米法（コモン・ロー）

法学では比較法学という分野があり^{(注)125}、中でも法制度を英米法（コモン・ロー）対大陸法（シビル・ロー）というように区別する法系論という考え方がある^{(注)126}。法系論は、世界に存する無数の法秩序（法域）を、何ら

かの類似点を基準として、分類することを試みる学問である。代表的な法系としては、コモン・ロー、シビル・ローが挙げられ、松尾 [2011a] によると、両者について次の5つの特徴が挙げられるという^{(注)127}。

・法形成の方法における歴史的相違

シビル・ローはローマ法からの影響を強く受け、大学での研究・教育を通じて分析・体系化されたのに対し、コモン・ローはイギリスの国王裁判所の裁判の蓄積を通じた慣習法の統一により成立し、法曹学院（Inns of Court）の法曹養成を通じて継承された。

・法的思考法における特徴的な相違

シビル・ローは、その素材としてユスティニアヌス法典の中心部分を占める学説彙纂（Digesta）が学説集であることに大きな影響を受けている。すなわち、法学説は、具体的な個別規範から、抽象化によって規範の一般化と体系化を行ない、欠缺と矛盾のない抽象的な規範の体系として法を捉える。裁判官の法適用はこうして抽象化された規範を大前提として、個々の事実（小前提）に当てはめ、結論を導き出す演繹的な包摂作業、いわゆる論理的な三段論法として捉えられる。法が存在しない時は既存の法の解釈

(注) 124. 村本 [2005] 第9章参照

125. 五十嵐 [2010b] によると、比較法学とは、種々の法域における法秩序全体、またはそれを構成する法制度や法規範の比較を目的とする法学の一分野としている（p.1）。ただし、比較法の厳密な定義については比較法学者の間で意見の一致はしないと指摘している（p.3）。

126. La Porta et al. [2008] は、法系の分類の基準について、①法システムの歴史的背景と発展、②法源の理論と優劣序列、③法律家の方法論、④使用される法的コンセプトの特徴を基準にしている。このアプローチに基づいて、法伝統（legal tradition）である大陸法と英米法を確認している。また、法系（legal families）と法伝統を区別し、大陸法と英米法を法伝統とし、大陸法の下位にあるグループの区分については法系としている。一方、五十嵐 [2010b] は大陸法と英米法を法系とし、大陸法の下位のグループについて法群という名称を使用している。

127. 松尾 [2011a] pp.182～184。

によって補完される。これに対し、コモン・ローは、具体的事件の裁判の蓄積により、類似事件の諸先例の判決理由 (ratio decidendi) から見いだされる個々の諸原則 (principle) こそが法規範であり、個々の法概念と法規範が統一化されずに併存する傾向がある。そうした個別規範は裁判官によって発見されるべきものであり、法が存在しない時は裁判官によって創造される。

・法的思考方法の相違

シビル・ローでは、所有権概念が統一化され、権利の体系が構築され、物権と債権の区別、実体法と手続法の分離が進んでいる。これに対し、コモン・ローでは多様な所有権概念や不法行為の類型、訴権的な救済方法が併存している結果、手続法から実体法の分離が完全ではなく、物権と債権の区別も明確でない。

・法源の相違

シビル・ローでは議会制定法が典型的で中心的な「法」と捉えられ、判例(法)はそれを補完するものと位置付けられる。これに対し、コモン・ローでは判例の集積における判決理由の中から見出される個々の諸原則 (principles) から形成される判例法こそ中心的な「法」であり、制定法はそれを補完する。

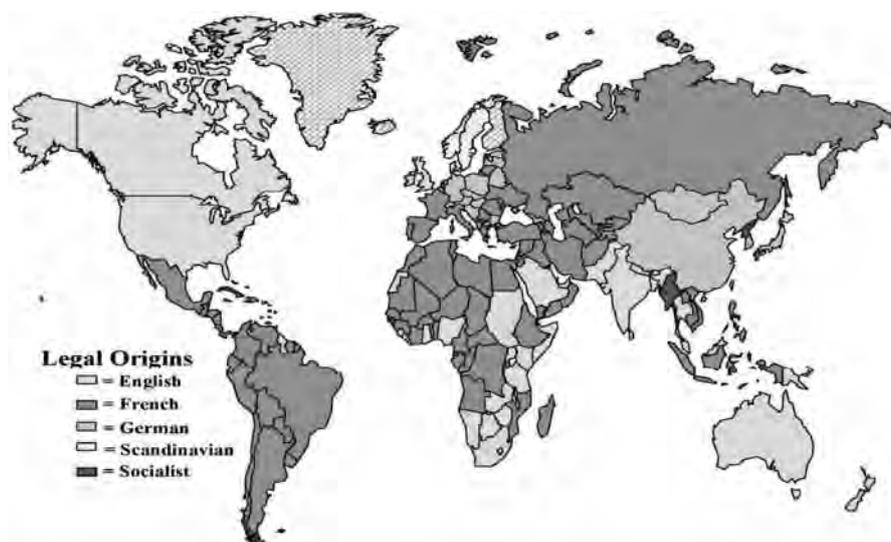
・イデオロギーの相違

シビル・ローとコモン・ローは、キリスト教的倫理、自由主義ないし資本主義、民主主義、個人主義のイデオロギー

といったものを同じくするとの見方がある一方で、シビル・ローに見出される社会経済的な規制を伴う資本主義と、自由な市場原理を強調する(特にアメリカの)資本主義とはイデオロギーが異なるとの指摘もある。

La Porta et.al [2008] は、世界各国の法的起源について各国の会社法(商法)の特徴に基づいて整理し、主にコモン・ローとシビル・ローの2つの「法伝統」に分類した。さらに、コモン・ローはイギリス・アメリカに由来し、シビル・ローはフランス・ドイツ・スカンディナヴィア・社会主義国をその由来としている(図表50)。コモン・ローの法伝統はイギリスとイギリスの植民地にあった国の法に見られ、市場に介入する王の権限を制限するために、土地の特権階級や商人が財産や契約上の権利に強力な保護を与える法システムを必要とすることから発展した。一方、シビル・ローの法伝統は、最も古く影響力があり、世界中に広がっている。ローマ法を起源としているが、フランスのシビル・ローは、19世紀初期に書かれたフランス革命とナポレオン法典を起源としている。コモン・ローとは対照的に、財産権を保護するために国家権力を使うことを望み、司法が介入しない保証を求めて発展した。ドイツの法伝統もローマ法を基礎としているが、ドイツの商法典はビスマルクによるドイツ統一の後、1897年に制定された。フランスと手続的な特徴を多く共有しているが、司法的な立法に適應している。スカンディナヴィア法伝統はシビル・

図表50 The Distribution of Legal Origin



(出所) La Porta et.al. [2008] p.289.

ローの法的起源の一部としてみなされるが、フランスやドイツの法伝統よりローマ法からの派生が少ない。社会主義の法伝統は旧ソビエト連邦が起源であり、ソビエト連邦、東ヨーロッパを中心に広がった^{(注)128}。

(3) 法的起源説 —LLSV仮説— 〔LLSV仮説〕

法系論は、20世紀後半に盛んに議論されたが、1980年代後半から批判の対象になり^{(注)129}、近年では法系論の必要性について疑う論文も発表されている。しかし、法的起源論者と称されるLLSV 仮説がアメリカの経済学者等によって提唱され、法系論は再び注目を浴びることになる^{(注)130}。彼らは計量経済学の手法を用いながら、経済発展と法伝統や法的起源の

関係について検証を行なった。具体的には、コモン・ローとシビル・ローの対比を中心に議論を展開し、大陸法に対して英米法に属する国家の経済発展の優位性を論じている。法制度は経済発展に影響を与えるという仮説を検証するために計量経済学の手法を用いた分析には大きな反響があり、その一つの例として世界銀行のLLSVの手法を用いて2004年より公表している*Doing Business*レポートがある。

*Doing Business*レポートは、下位の諸国に対して法の改革を促すためにランキングを行っており、ランキング付けの際に法的起源論者の手法を用いた計量的分析を行なっている。その結果、コモン・ロー諸国が上位に位置付けられ、大陸法諸国が低い結果となっている^{(注)131}。当然のことながら、この結果に対してはフランス

(注)128. La Porta et.al. [2008] pp.288~290.

129. 五十嵐 [2010b] pp.184~185.

130. Rafael La Porta, Florenico Lopez-de-Silanes, Andrei Shleifer, Roert Vishnyの頭文字を取っている。

131. *Doing Business* 2014のランキングでは、1位シンガポール、4位アメリカ、10位イギリスとなり、フランスは38位という結果になっている。なお、日本は27位、ドイツは21位という結果である。

<http://www.doingbusiness.org/rankings> (2014年3月1日アクセス)。

の比較法学者から批判が巻き起こっている^{(注)132}。また、比較法学者の間での法系論に対する最近の捉え方としては、両者の差は技術的なものにすぎず、今後は相違を自覚した上で統一の方向に向かうと考えられている^{(注)133}。

法的起源説や世界銀行の*Doing Business*レポートが開発した統計学的比較法には多くの欠点があるが、その多くは改善可能であり、比較法の立場から見ても捨て去るべきではなく、今後の比較法の発展にとって、経済学との協調はますます必要であるというのが、法的起源説に対する多くの比較法学者の差し当たりの見解であると、五十嵐 [2010b] は整理している^{(注)134}。

〔LLSV仮説に対する反論〕

法的起源論はフランス型のシビル・ロー諸国の経済パフォーマンスや政府の質を低く評価する結果となったことから、様々な反論が起きている。五十嵐 [2010a] は、フランスの比較法学者による法的起源説に対する反論として2つの代表的な反論を挙げる。一つは、アンリー・カピタン協会による「渦中にある大陸伝統の法 — 世界銀行の*Doing Business*レポートに関連して」という反論である。シビル・ローとコモン・ローの2つの法系論に立つ同レポートに対し、両者は歩み

寄っていると批判し、シビル・ロー、特にフランス法の優越性を質的優越性から論じている。もう一つは、フランスを代表する比較法学者であるFauvarque-Cosson and Kerhuel[2009]の「法は経済コンテストか」論文が挙げられる。彼らはアンリー・カピタン協会の反論とは異なり、法の経済的分析は評価し、今後両者は密接な関係を保つべきだと主張している。

フランス以外の反論としては、Pistor, et. al [2003] により指摘された「移植効果 (transplant effect)」が挙げられる。彼らは、政府のパフォーマンス（およびそれを介した経済パフォーマンス）を規定するのは、LLSVが着目した法制度の起源、すなわち法的起源よりもそれを継受した国家の国内事情や慣習法を含む既存の法制度やその結果としての法制度の適用過程を重視すべきであり、法制度の起源の重要性に疑問を呈し、法制度を必ずしも完全ではなく、受け入れ諸国の事情や慣習に応じて適応し、進化していくべき存在として捉えた。ある国が法制度の移植を受ける場合の受け入れ国側の移植プロセスに着目し、受け入れ国では既存の法制度が存在するものの、移植された法制度をその国の事情に応じて適応させることができる場合 (adaptation) や、移植された法制度の基本原則がその国で親和性が高い場合 (familiarity)

(注) 132. 五十嵐 [2010b] によれば、LLSVの研究に対しての比較法学者による法系論の見地からの批判は、①法的起源説論者は、法をもっぱら制定法 (law and regulation) と捉えた。しかし、今日の比較法は、慣習法や判例を考慮しなければならない、②比較法の世界ではいささか流行遅れとなった法系論をとりあげたこと自体に対する批判がある、③世界の法を大陸法と英米法に二分したのが、最大の問題である。今日の比較法では、種々の見解はあるものの、大陸法と英米法の差は次第に収斂しつつあるという見解が支配的である、といったものである。

このような見地からすると、法的起源論は初期の法系論に固執し、両法系以外の法系を無視したのは問題である。法的起源論者の法系論は、西欧中心主義、さらにはアメリカ中心主義であることを否定できないと、五十嵐 [2010a] は指摘している (pp.298~302)。

133. 五十嵐 [2010b] pp.224~226。

134. 五十嵐 [2010b] p.302。

には、移植された法律体系は浸透し、実際に執行され、政府のパフォーマンスを高めるとした。そうでない場合、形式的な法の移植は却って政府のパフォーマンスを低め、発展を阻害すると考え、このような影響を「移植効果」と呼んだ。法制度の移植の分類を行なった上で^{(注)135}、法制度の起源と移植効果のどちらが大きいかについて検証を行ない、法執行の効率性の決定要因として、その法制度の法的起源よりも移植のプロセスの方が重要であることを示した。

[LLSの再反論]

LLSは、フランス側からの批判にも関わらず、法的起源 (legal origin) は、経済生活に対する社会的コントロールとしての高度に持続的なシステムとして広義に解釈されているもので、今もなお社会に対する法規制の枠組みにとって重大な意義を持ち続けており、経済的帰結にも大きな影響を与えると反論している^{(注)136}。Rajan and Zingales [2003]は、1999年でのGDPに対する株式市場の時価総額が、イギリスでは130%、フランスでは74%という結果になっているのは、シビル・ローの国々が第二次世界大戦後に急進化した政治と労働者寄りの反資本主義的な法律と規制によって国内経済が停滞しているからであると整理したが、LLSはこの結果に対してコモン・ローはシビル・ローに比べて、投資者保護が整備され

ているからであるとしている^{(注)137}。さらに、LLSは、グローバル化の進行の中で、シビル・ローとコモン・ローはたとえ収斂するまではいかなくとも、シビル・ロー諸国がコモン・ロー的な法的解決をますます受容する傾向にあり、コモン・ロー諸国も社会問題を解決する手段として立法によって規制する機会が増える等、相互に接近する方向にあることも認められるとしている。また、経済生活を社会的にコントロールするには、戦争や恐慌がなく、世界が経済的に安定し、政治的に平和な状態が続いていれば、コモン・ロー・アプローチの方がシビル・ロー・アプローチよりも優れている。反対に、政治的・経済的な混乱が生じている状況下では、シビル・ロー的な問題解決の方が優れていることを指摘している^{(注)138}。

(4) 世界銀行の研究

[経済発展と金融システム]

世界銀行の調査グループは、経済発展と金融システムの関連を精力的に研究している。その問題意識は、1国経済が発展する上で、銀行型システム (bank-based system) が有利なのか、それとも市場型システム (market-based system) が有利なのかを明らかにしようというものである。いずれの金融システムが有効なのか否かは、金融規制にも関わっており、とくに銀行型システムに対する規制が

(注)135. “adaptation” と “familiarity” の基準のいずれかに当てはまる国を「受容的な移植 (receptive transplants)」が行なわれた国、ふたつの基準のいずれも当てはまらない国を「非受容的な移植 (unreceptive transplants)」とに分類している。

136. 2008年JuneのJEL論文は、LLSVのうち、Vishny以外の3名によって発表されたので、LLSVではなくLLSと記す。

137. La Porta et.al. [2008] pp.315~316.

138. La Porta et.al. [2008] pp.326~327.

金融機関にある種のレントを与えることになり、そのレントでリスクを吸収するので金融規制のあるシステムが経済発展に寄与したとの議論があり (financial restraint)、その実証を世銀が試みているともいえよう^{(注)139}。

Beck et al. [1999] は、各国の金融構造について体系的整理を新たなデータベースによって構築すべく、約150カ国について、データの整合性を維持しつつ銀行型システムと市場型システムの整理を行なっている^{(注)140}。

Demirgüç-Kunt and Levine [1999] は、共通のデータが得られる主要国について経済発展度 (developed vs underdeveloped) と銀行型システム対市場型システム (bank-based vs market-based) の視点から分類を行なった。金融システムを特徴付ける具体的な指標は、size, activity, efficiency とそれらを統合した conglomerate index である。これらの指標から、

- ・ 経済発展と銀行・ノンバンク・資本市場の関係
- ・ 経済発展と bank-based vs market-based systems の関係
- ・ 金融構造の法・規制・税・マクロ経済要因

という問題を検証している。

Demirgüç-Kunt and Levine [1999] の金融的発展度と金融システムの選択の整理は、表に集約されている^{(注)141}。分類の仕方は、調査

対象の58カ国の conglomerate index に注目し、その平均よりも大きい国を市場型システムに、小さい国を銀行型システムとする。金融的発展度は、民間部門の銀行預金対GDP比の平均および市場取引対GDP比の平均で算出し、平均以上であれば発展度が高位であるとする)。これによると、日本は金融的発展度が高いカテゴリーに属し、銀行型システムに属している。また、アメリカは市場型システムの典型であり、ユーロ圏諸国に注目すると、オランダ、デンマーク、スウェーデン、イギリスの4カ国が市場型システムということになる^{(注)142}。

Demirgüç-Kunt and Levine による検証結果は以下の通りである。

- 1) 1国の経済が豊かになると銀行、ノンバンク、資本市場がよりアクティブかつ効率的になり、金融システムの発展度が高くなる。
- 2) 高所得国で、資本市場が銀行に比してよりアクティブかつ効率的になる。
- 3) コモン・ロー由来では市場型システムになる傾向がある (株主権の保護が強く、優れた会計基準が整備され、金融機関の破綻は少なく、明示的な預金保険が存在しない)。これに対し、フランス・シビル・ロー由来では underdeveloped にな

(注)139. 村本 [2005] 参照

140. この新たなデータベースを活用して、Demirgüç-Kunt and Levine [1999]、Beck et al. [2000]、Demirgüç-Kunt and Huizinga [2000]、Demirgüç-Kunt and Maksimovic [2000]、Beck et al. [2001] は、経済発展と金融システムの選択 (bank-based system vs market-based system) の関連を分析している。

141. 各国の金融構造指数 conglomerate index は、[資本市場化率-平均値]と[市場化率-平均値]と[市場効率性-平均値]の合計値を3で除したものとして算出される (資本市場化率=資本市場規模対国内預金銀行資産、市場化率=国内取引所でのエクイティ取引額対銀行の貸出額、市場効率性=国内取引所でのエクイティ取引額対 [GDP×オーバーヘッド・コスト])。

142. 分類の仕方は、調査対象の58国の conglomerate index に注目し、その平均よりも大きい国を market-based system に、小さい国を bank-based system に分類する。金融的発展度は、民間部門の銀行預金対GDP比の平均および市場取引対GDP比の平均で算出し、平均以上であれば発展度が高位であるとする。

図表51 金融的發展度とbank-based system vs market-based system (Demirguc-Kunt and Levine [1999] Table 12)

(1) 金融的發展度低位国		(2) 金融的發展度高位国	
①bank-based		①bank-based	
バングラディッシュ	-0.90	パナマ	-0.92
ネパール	-0.87	チュニジア	-0.88
エジプト	-0.82	キプロス	-0.77
コスタリカ	-0.79	ポルトガル	-0.75
バルバドス	-0.78	オーストリア	-0.73
ホンジュラス	-0.75	ベルギー	-0.66
トリダードトバコ	-0.74	イタリア	-0.57
モーリシャス	-0.70	フィンランド	-0.53
ケニア	-0.69	ノルウェー	-0.33
エクアドル	-0.56	ニュージーランド	-0.29
スリランカ	-0.54	日本	-0.19
インドネシア	-0.50	フランス	-0.17
コロンビア	-0.47	ヨルダン	-0.14
パキスタン	-0.38	ドイツ	-0.10
ジンバブエ	-0.34	イスラエル	-0.06
ギリシア	-0.34	スペイン	-0.02
アルゼンチン	-0.25		
ヴェネズエラ	-0.15		
インド	-0.14		
アイルランド	-0.06		
平均	-0.54	平均	-0.44
②market-based		②market-based	
デンマーク	0.15	オランダ	0.11
チリ	0.25	タイ	0.39
ジャマイカ	0.28	カナダ	0.41
ブラジル	0.65	オーストラリア	0.50
メキシコ	0.68	南アフリカ	0.83
フィリピン	0.71	韓国	0.89
トルコ	1.23	スウェーデン	0.91
		イギリス	0.92
		シンガポール	1.18
		アメリカ	1.96
		スイス	2.03
		香港	2.10
		マレーシア	2.93
平均	0.52	平均	1.17
低位国平均	-0.24	高位国平均	0.28
総平均	0.03		

数値は金融構造指数。調査対象57カ国の平均 (0.03) よりも大きい国を market-based system、小さい国をbank-based system と分類

りがちである (株主権・債権者保護が弱く、契約の執行度が弱く、政府の腐敗 (政府高官による賄賂の要求) が多く、会計基準が脆弱で、銀行規制は制限的である)。

法制度の関連では、La Porta et al. [1998] が指摘するように、イギリス・コモン・ロー由来の国々では、一般的に株主権が強く、債権者保護も強いとされ (ただし、アメリカは債権者保護が弱い)、フランス・シビル・ロー由来では株主権が弱く、債権者保護も弱い傾向がある。また、法の執行度はスカンディナヴィア法が強力で、ドイツ法が次ぐといわれる (図表53)。

現状では、世界銀行の調査グループの研究も含め、経済発展に対して銀行型システムと市場型システムのいずれかが有効に機能するのかは一義的に決定されない、というのが当面の結論であるといえよう。

図表52 金融構造の構成要因 (相関係数 : Demirguc-Kunt and Levine [1999] Table 14)

	英米法	フランス法	株主保護	債権者保護	執行度	会計制度	預金保険	政府の腐敗
bank-based	-0.250	0.065	-0.215	-0.096	0.429	0.115	0.208	0.115
market-based	0.308	-0.377	0.323	0.108	0.388	0.564	-0.120	0.460
金融構造指数	0.184	-0.260	0.310	-0.004	0.182	0.460	-0.054	0.375

図表53 金融構造と法制度 (Levine [1998] Table 2 La Porta et al. [1998])

	Creditor	Enforce	Bank	Share	会計基準
オーストラリア	-1 (1)	9.36 (10.0)	0.77	4	75
カナダ	-1 (1)	9.48 (10.0)	0.83	5	74
香港	1 (4)	8.52 (8.22)	1.19	5	69
インド	1 (4)	5.14 (4.17)	0.46	5	57
イスラエル	1 (4)	6.18 (4.82)	0.96	3	64
マレーシア	1 (4)	7.11 (6.78)	1.00	4	76
ニュージーランド	0 (3)	9.65 (10.0)	0.58	4	70
ナイジェリア	1 (4)	3.55 (2.73)	0.23	3	59
パキスタン	1 (4)	3.95 (3.03)	0.45	5	n.a.
シンガポール	1 (4)	8.72 (8.57)	1.50	4	78
南アフリカ	0 (3)	5.85 (4.42)	0.62	5	70
タイ	1 (3)	6.91 (6.25)	0.75	2	64
イギリス	1 (4)	9.10 (8.57)	1.22	5	78
アメリカ	-1 (1)	9.50 (10.0)	0.77	5	71
ジンバブエ	1 (4)	4.36 (3.68)	0.14	3	n.a.
アイルランド	(1)	(7.80)		4	n.a.
英米法平均	0.47 (3.11)	7.16 (6.46)	0.77	4.00	69.62
アルゼンチン	-1 (1)	5.13 (5.35)	0.29	4	45
ベルギー	0 (2)	9.74 (10.0)	0.53	0	61
ブラジル	-2 (1)	6.31 (6.32)	0.23	3	54
チリ	-1 (2)	6.91 (7.02)	0.75	5	52
コロンビア	-2 (0)	4.55 (2.08)	0.25	3	50
エジプト	1 (4)	5.11 (4.17)	0.44	2	24
フランス	-2 (0)	9.09 (8.98)	1.51	3	69
ギリシア	-1 (1)	6.40 (6.18)	0.50	2	55
インドネシア	1 (4)	5.04 (3.98)	0.48	2	n.a.
イタリア	-1 (2)	8.75 (8.33)	0.69	1	62
メキシコ	-2 (0)	5.95 (5.35)	0.24	1	60
オランダ	-1 (2)	9.68 (10.0)	1.31	2	64
ペルー	-2 (0)	3.59 (2.50)	0.12	3	38
フィリピン	-2 (0)	3.77 (2.73)	0.45	3	65
ポルトガル	-1 (1)	8.63 (8.68)	0.96	3	36
スペイン	0 (2)	8.10 (7.08)	1.31	4	64
トルコ	-1 (2)	5.57 (5.18)	0.35	2	51
フランス法平均	-1.0 (1.58)	6.61 (6.05)	0.61	2.33	51.17
オーストリア	0 (1)	9.80 (10.0)	1.36	4	75
ドイツ	0 (3)	9.50 (9.23)	1.64	1	62
日本	0 (2)	9.34 (8.98)	1.96	4	65
韓国	1 (3)	6.97 (5.35)	0.82	2	62
スイス	-1 (3)	9.99 (10.0)	2.68	2	68
台湾	0 (2)	8.84 (8.52)	1.38	3	65
ドイツ法平均	0.00 (2.33)	9.07 (8.68)	1.64	2.33	62.67
デンマーク	0 (3)	9.66 (10.0)	0.69	2	62
フィンランド	-1 (1)	9.58 (10.0)	1.22	3	83
ノルウェー	-1 (2)	9.86 (10.0)	0.93	4	74
スウェーデン	-1 (2)	9.79 (10.0)	0.87	3	77
スカンジナビア法平均	-0.75 (2.0)	9.72 (10.0)	0.93	3.00	60.93

Creditor：債権者の法的権利保護の指数 (-2~1: 数値が大きいほど債権者の権利保護が強い；括弧は LaPorta et al. [1998])
 Enforce：契約執行の法制度の効率性の指数 (0~10: 数値が大きいほど契約執行度がより効率的；括弧は LaPorta et al. [1998])

Bank：銀行貸出対GDP比率。

Shareは株主権利、会計基準はその格付け (LaPorta et al. [1998] による)。

〔金融システムと法的起源 (law origin)〕

Beck, Demirgüç-Kunt and Levine [2001] は、Demirgüç-Kunt and Levine [1999] の分析を発展させ、法的起源 (law origin) だけでなく、政治的構造、文化的構造 (宗教的伝統、移民の影響など) を考慮し、いかなる要因が金融システムの生成に有意かを検討した。その結果、金融システムないし金融機関の発展と法的起源の関係が他の要因よりも有意であることを実証した。その上で、

- 1) ドイツ法由来のシステムでは、金融仲介機関の発展が見られ、かつ強い法執行度が見られ、私有財産権が強いこと、
- 2) イギリス法由来の国では、株主保護・債権者保護といった outsider rights の保護度が強いこと、会計制度が優れていること、資本市場の役割が大きいこと、
- 3) フランス法由来の国では、金融機関の強度を示す指標が低く、金融機関の役割は低いこと、私有財産権が弱いこと、ディスクロージャーの透明度が低いこと、株主・債権者の保護が弱いこと、資本市場の役割が低いこと、

といった点を明らかにしている。このようなことから、ドイツ法由来と、コモン・ロー由来で金融制度が強固であることを論じている。

〔日本の金融システムとの関連〕

金融システムの国際比較分析のコンテキストで、日本の金融システムを考えると、**図表51**にあるように Demirgüç-Kunt and Levine [1999] は、日本の金融システムを金融発展度高位

国・銀行型システムと整理した。また、**図表53**にあるように日本はドイツ法由来で、金融仲介機関の発展が見られる国として整理される。このような日本の金融システムは、間接金融の優位性という特色を示すものであり、護送船団方式による金融規制の有効性が評価されてもいるのかもしれない。

日本の金融システムが銀行型システムであるのは、馬場・久田 [2001] が「各国の金融システムが、それぞれの国の歴史的な経緯を反映しているというシステムの経路依存性 (path dependence)」(p.2) を考慮する必要性を論じたように、法制度や歴史・文化的な背景いわゆる経路依存性 path dependency に制約される部分が大きいと考えられるが、中小企業金融の比重が金融仲介機関の融資の中で約70%と大きいことも1つの理由であるかもしれない。中小企業は、一般に情報面で不透明性を内包し、その資金調達行動において情報の非対称性が大きいので、金融仲介機関の情報生産機能が発揮されなければ、円滑な資金調達行動を保証されない。したがって、中小企業金融が高い比重を占める国は銀行型システムになる可能性が高く、少なくとも、個人金融を入れたりテール金融の比重が高い国の金融システムは、bank-based になる傾向が高いといえよう。

したがって、日本の金融システムの今後の変化、すなわち市場型システムに移行するかどうかを考える上でも、中小企業金融の動向をフォローすることは重要な視点となる。少なくとも、わが国の間接金融中心の金融システ

ムが直接金融中心のシステムに直ちに収斂していかないことも十分予想されるという主張(馬場・久田 [2001])は説得的である^{(注)143}。これに対し、Hoshi and Kashyap [2000]は、わが国大企業の資金調達直接金融へのシフトするスピードが大ききから判断すると、わが国金融システムはアメリカ型システムに急速に収斂するとの見解を示しているが、中小企業金融の比重を考慮すると説得的ではない。

協同組織金融機関の問題として理解すると、そのマーケット・シェアが高いヨーロッパ大陸諸国はシビル・ロー由来であり、これらの国では協同組織金融機関のプレゼンスが高いと整理できる。日本の金融システムが金融発展度高位国・銀行型システムで、かつドイツ法由来すなわちシビル・ロー由来で、金融仲介機関の発展が見られる国として整理される中で、信用金庫は間接金融の主要な担い手として位置付けられる。

[13.5] 神田 [2007] の整理

(1) 神田教授の所説

この連載を終えるに当たって、2006年12月25日の規制改革・民間開放推進会議の「第3次答申」で盛り込まれた「協同組織金融機関(信用金庫・信用組合)に関する法制の見直し」に関わられた神田秀樹教授の所説を整理しておきたい^{(注)144}。

神田教授は、規制改革会議答申の半年後の

『週刊 金融財政事情』2007年6月11日号に「組織形態の規制」と「業務の規制」を分離し検討を」と題する論文を発表され、規制改革会議答申に関連して、協同組織金融機関の制度的課題等を整理されている。

神田教授は、協同組織金融機関の特徴を協同組織性・中小企業専門性・地域限定を挙げ、この特徴から協同組織金融機関の業務・資金調達手段について種々の制約が課されているとする。具体的には、顧客企業が会員資格基準を超えるとその後は融資できなくなるという「員外取引の制限」や、顧客企業が地域外に移転するとその後は融資できなくなるという「地区外取引の制限」、などの制約を挙げ、これらの規制緩和要望があることを指摘された。また、資金調達手段についても、劣後債などの債券発行が認められていないので、これらの規制緩和が自己資本の充実に資するという要望もあることを指摘された。これらの規制改革要望事項に答えるためには、協同組織金融機関のあり方という根本に立ち返っての検討が不可欠とされた。

その際の検討の基本的視点として、組織の規制と業務の規制の分離、を提案された。例えば、生保業界では組織形態として、相互会社組織と株式会社組織が并存し、相互組織から株式組織への転換も認められている。ただし、生保業界に関する規制は組織形態に関わらず基本的に同じである。つまり、組織の規制と業務の規制は別個なのである^{(注)145}。

(注)143. 馬場・久田 [2001] pp.30~31。

144. 規制改革・民間開放推進会議 競争政策法務・金融WGにおいて、神田教授は主査として検討に当たられた。
http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/old/minutes/wg/2006/1120_2/item_1120_2_02.pdf (2014年4月20日アクセス)

同様なものに、証券取引所があり、組織形態として会員組織形態と株式会社形態があって、前者から後者への移行も認められている一方、どちらの組織形態でも業務規制は同じである。投資信託の分野でも、信託形態に加えて、営利法人形態（投資法人）も認められる一方、業務規制は組織形態に関わらず同じである。このように、いくつかの業態で同一の業務規制の下で、異なる組織形態の選択が当事者に委ねられているのである。

このように法制度が組織形態の選択肢を用意しているのは、「ここ15年あまり世界的な規模で議論されてきたコーポレートガバナンス（企業統治）に関する議論の影響が大きい。」(p.25)と神田教授は指摘された。ガバナンスの面では、各種の組織形態について、それぞれ一長一短があるからで、「法制度が1つの組織形態を要求するよりも、複数の組織形態を用意し、その利用を当事者の選択に委ねるほうがよい」(p.25)ということが理解されるようになったからとされる。

この視点から、協同組織金融機関についても、「組織の規制と業務の規制を分離する方向で物事を考えること」(p.25)が必要とされた。協同組織金融機関については、協同組

織性という組織の問題と、地域密着型の金融や中小企業専門性という業務の問題があると、神田教授は整理されるのである。

そして、組織の規制としては、協同組織形態と株式会社形態との選択が認められるべきであるとされた。一方、業務の規制としては、協同組織金融機関と株式会社金融機関とではできるだけ同じ規制にすべきと主張された。つまり、協同組織性を理由として業務に制約を課すという発想は見直すべきとされた。地域密着型の金融からする業務規制や中小企業専門性からくる業務規制などは株式会社金融機関にも課せられるべきものと整理された。

神田教授は、組織規制に関連して、協同組織形態は株式会社形態に比べてガバナンスの議論が十分になされていないとされ、今後の課題とされた。「協同組織形態はガバナンスが弱いということでは困る」(p.26)と主張され、株式会社形態とガバナンスは異なるとしても、「両者ともに一長一短があるということでない、制度として両者の並存を認める根拠が弱くなる」(p.26)とされた。

現行法制では、信用金庫については信用金庫法と会社法の定める規制は類似しているも

(注)145. この組織の規制と業務の規制の分離というアイデアは、金融イノベーションの進展の中で、既存の業態別の金融規制・監督が無意味化するとの議論と平仄を合わせるものである。例えば、天候デリバティブは損害保険に似た機能を持つが、銀行・損保会社・電力会社によって提供されており、業種・業態別の産業規制が意味を持たなくなるからである。そこで、金融規制・監督を機関別アプローチ (institutional approach) から機能別アプローチ (functional approach) に転換を図ることの必要性が論じられている。内田・大谷・川本 [2000] は、「金融機関の種類とその業務内容については、これまで機関 (institution) と機能 (function) が完全に一致していたため、例えば、銀行業務 (banking) を行っている企業を銀行 (bank) と捉えることができた。しかし、…技術革新によって、銀行業の業務内容が変化し、その他の金融機関 (新規参入も含む) との同質化が一層進展するため、機関と機能が一致しなくなっており、機関と機能のどちらで捉えるべきかといった問題が出てくる。金融システム健全性維持のための規制については、機関別アプローチ (institutional approach) と機能別アプローチ (functional approach) の2つの考え方があり、機関別アプローチには、それぞれの機関に対する監督当局が同じ機能に対して異なった規制を行うおそれがある等のデメリットがある。一方、機能別アプローチについては、…4種類の金融サービス (決済サービスの提供、リスク仲介 (または負担)、情報生産、流動性供給) は、技術革新や規制緩和によっても変化せず、安定しているため、機関別アプローチに比べ、効率的かもしれないが、同アプローチには、機能別に監督機関が分かれている場合、金融機関のリスクが全体でどの程度かの把握が困難となる等のデメリットがある。」(p.23)と指摘している。

の、総代会制度は株式会社については存在しないので、ガバナンス機能の発揮や経営の透明性の向上・情報開示の充実などのガバナンスの向上の課題が協同組織金融機関にあるとされた。

日本の協同組織は出資者概念を中心に組み立てられており、出資者の出資者のための金融機関が協同組織金融機関であるが、実際には出資者概念が形骸化し、融資先などの利用者を形式的に出資者にすることが行なわれている。こうした状況を踏まえれば、「利用者による利用者のための」金融機関を軸に協同組織金融機関」(p.26)を構想すること、その際利用高配当の活用も重要と神田教授は主張された。

(2) 神田所説に関連して (1)

—税制との関連—

神田教授の所説は、規制改革会議の当事者という立場からのもので、説得的なものである。業態の問題を、組織の側面と業務の側面とを混合して議論すべきではないという視点は興味深く、また鋭角的なものである。

地域密着を要請されるから協同組織であるべきだとか、中小企業専門性があるから協同組織であるべきだという議論があるとしたら、確かに整合性に欠ける面がある。地域密着型の金融は株式会社形態の地域銀行も行なっているわけだし、中小企業専門性も同様である。すなわち、地域銀行であっても、協同組織金融機関と同じ業務を行なっている。地域密着型金融・中小企業専門金融という業

務面を行なう点で、株式会社組織あるいは協同組織形態の別はないといえる。この点だけを捉えると、協同組織形態では、自己資本充実が困難なのであれば、株式会社形態という選択肢もあると考えられる。すなわち、協同組織の株式会社化である。イギリスの相互組織形態の住宅金融組合 (building society) の株式会社化やアメリカの相互組織形態の貯蓄貸付組合 (savings and loan association) の株式組織化などはその例である。もっとも、アメリカのS&Lにはもともと相互組織形態と株式組織形態が并存していたので、イギリスのBLとは異なるかもしれない。アメリカのS&Lの場合はまさに当事者の選択という側面が強い。

この業務面の規制と分離した組織面の規制の見直しは充分理解できるものである。しかし、日本の協同組織金融機関には税制面での軽減・優遇措置がある。この点をどう考えるかである。地区制限 (地区外取引の制限) がある場合、地域へのコミットメント・コストの軽減を図るという措置で税制軽減措置があるとする、地区制限を撤廃することになるのだろうか。地区制限を撤廃すると、地元への資金還流が図れないという問題が発生する懸念がある。地域銀行などでは、地元運用から大都市圏運用が多くなるという傾向があり、その存在する県内預貸率の低下が問題になっており、地域と使命共同体を標榜する信用金庫が地元密着できる制度的担保をいかに構築するかが重要である。

生保業界では、事業者が相互組織形態と株

式会社形態の選択可能であるが、これは税制上の軽減措置等が存在せず、協同組織金融機関のような税制上の問題がないから可能なのだともいえよう。税制軽減・優遇措置の問題の整理が不可欠であり、協同組合の税制という法人税制の問題を統合的に整理する必要がある。

ただし、注意を要するのは、地域密着型の金融・中小企業専門性といっても、地域銀行と協同組織金融機関とでは、融資対象の規模等が異なり、その手法も相違する等の質的な相違がある点で、この点は既に述べた通りである。

(3) 神田所説に関連して (2)

ーガバナンスー

神田教授は協同組織金融機関のガバナンスの問題を意識されておられ、協同組織形態は株式会社形態に比べてガバナンスの議論が十分になされていない状況を指摘された。株式会社形態と協同組織形態のガバナンスについて、それぞれ「一長一短があるということではないと、制度として両者の並存を認める根拠が弱くなる」との理解からすると、協同組織のガバナンスの強化は重要である。この点については既に考察しているので、繰り返すことは避けるが、総代会制度の改善や非常勤理事の更なる活用、積極的な情報開示等も必要であろう。

ガバナンスについては、株式会社形態でも、決定的な制度がないともされる状況では、協同組織形態についても試行錯誤は避け

られない。ただ、経営者の意識次第ということでも困るのである。

[13.6] 総括

この連載は、最初の回で書いたように、2008～09年の金融審議会協金WGで行なわれた議論を筆者なりに整理し、今後の制度論議の備忘として纏めたものである。その点で、新たな信用金庫論ないし協同組織金融機関論を展開したものではない。現在ある制度を前提としてその課題・改善すべき方向性を探ったものに過ぎない。制度論議は、白地のキャンバスに絵を描く作業ではないからである。

制度を論じる場合、その拠って立つ基盤の理論的裏付けが重要であるというのが筆者の立場である。協同組織という制度を経済学的にはいかなる理論で説明可能かを論ずることが重要と考え、内部補助理論、クラブ財理論、密度の経済性理論、ネットワーク経済性理論などを考察し、さらにゲーム理論や比較制度分析の研究成果や、プロシクリカリティ問題などを手掛かりに協同組織金融機関の有効性・存在意義を検討したのも、そのような問題意識からに他ならない。

さらに制度は基本的には法制度である。法制度については、商法・会社法・金融法等の専門家に委ねる他はないのだが、筆者は法的起源論の提起している問題に関心がある。制度規定する法制度が、コモン・ロー由来であるか、シビル・ロー由来であるかにより、預金者保護・債権者保護・株主保護・会計制度・法の執行等に差異が生じるからである。

この点の分析は残念ながら充分ではないが、日本の法制度がシビル・ロー由来であることから、協同組織に親和性が高いと考えている。

日本の法制は、シビル・ロー由来であることの他、文明的に農耕民族に属するという整理をすると^{(注)146}、協同組織の位置付けが明確になる。日本の協同組織は1900年（明治33年）の産業組合法がその出発点であるといわれるが、相互扶助の金融の仕組みとして捉えれば、鎌倉時代に始まり、江戸時代に普及した「頼母子（講）・無尽（講）」にまで遡ることは既に述べた。現在でも、山梨県では無尽が盛んであるし、沖縄の模合も同様な制度である。

このような日本の古くからの金融の伝統が、世界最初の信用組合として二宮尊徳の1814年設立の「五常講」を生み、世界最古の農協として大原幽学の1838年設立の「先祖株組合」を生んだのも、歴史的には頷ける。江戸時代には、医師で思想家の安藤昌益（1703～1745）がその書『統道真伝』（1752年）において「万万人が一人である」という語句を取り上げ、協同の思想を論じたが、これは封建制の本質である身分制度を徹底的に排撃・批判したもので、「世界は本来絶対的に平等な、階級も身分もない社会であって、そこでは人々は自然に即して生活し、安食安衣していた。すべての人間が耕作に従事し、

その結果によってきわめて平穏な生活が送れた」という論、いわば「自然にかえれ」論（互性活真）を展開した。二宮尊徳・大原幽学以前にも、日本には協同の思想があったのである。

日本に協同の思想が根付いたのには、農耕社会の中心にある「村」で代表される共同体の文化があるからとも言われる。この点に関連して、伊丹敬之 [1987] の提唱する人本主義という概念は参考になる。伊丹は、欧米流の資本主義がカネの繋がりを重んじる原理で支えられているのに対し、日本的資本主義を「人本主義」と表現し、「人本主義」では人の繋がりをきちんと作り、それを維持していくことを大切と考える原理で支えられるとした^{(注)147}。たとえば企業は誰のものかという問いに対して、欧米流の株主主権ではなく、日本では従業員主権がメインで、株主主権はサブであるとした。企業間関係も長期継続的取引が中心なることを示した。さらに、組織への関わり方についても、演劇の世界で見ると、アメリカは出演者をオーディション（参加）で選ぶことが中心なのに対して、日本では出演者は劇団（所属）中心であるように、組織への参加がメインのアメリカに対して、職場共同体への所属がメインの日本と整理している。

日本の金融システムは、法起源論的にはシ

(注)146. 和辻哲郎はその著書『風土』の中で、風土をモンスーン型（日本も含む）、砂漠型、牧場型に分け、それぞれの風土と文化、思想の関連を追究した。モンスーン型とは 湿潤・受容的忍従・歴史感覚の欠如・詠嘆的知恵・豊かな創造性などで特徴付けられ、代表はインドであるが、日本と中国を特種形態ではあるがモンスーンの風土に入れている。砂漠型とは、乾燥・対抗的戦闘的關係・人格神・道徳的傾向・強固な意志などで特徴付けられ、イスラエル、アラブを対象とする。エジプトはモンスーン型との複合としている。牧場型とは、湿潤と乾燥の調和・自然の人間への従属・雑草のない従順な土地などが特徴で、ギリシャ・ローマなど地中海地区が中心であるが、西欧も含めている。西欧の厳しい冬を猛威とはみなしていない。このモンスーン型は農耕型と整理できよう。

147. 伊丹 [1987] 第2章（日経ビジネス人文庫版pp.42～80）。

ビル・ロー由来で、銀行中心のシステム（銀行型システム）であり、ドイツ・フランス流の協同組織金融機関の普及度・浸透度が大きいと整理できるが、それに加えて農耕民族的文化が協同の思想を育み、協同組織金融の基盤を支えてきたとも整理できるのではなからうか。日本の銀行はシビル・ロー由来の中、商業銀行主義などコモン・ローの思想も取り

入れてきた。最近では、コモン・ロー由来ともいえる金融商品取引法が金融行政の中で重要なポジションにある。しかし、金融法制の中で協同組織金融機関の立ち位置には変わりがなく、そのアイデンティティは強まっているというのが筆者の結論である。

〈参考文献追加〉

- Ayyagari, M., Demirgüç-Kunt, A. and Maksimovic, V., "Financing in Developing Countries," in Constantinides, G., Harris, M. and Stulz, R. (eds.), *Handbook of the Economics of Finance*, Vol.2A, North Holland, Chap.10, pp.683~757.
- Beck, T., Demirgüç-Kunt, A. and Levine, R., "A new database on financial development and structure," Policy Research Working Paper Series 2146, The World Bank, 1999.
- , ———, ——— and Maksimovic, V. "Financial structure and economic development firm, - industry, and country evidence," Policy Research Working Paper Series 2423, The World Bank, 2000.
- , ——— and ———, "Law, politics, and finance," Policy Research Working Paper Series 2585, The World Bank, 2001.
- , ——— and Maksimovic, V., "Financing Patterns around the World: Are Small Firms Different?," *Journal of Financial Economics*, Vol 89 Issue3, pp.467~487. September 2008.
- Berger, A.N., Kashyap, A. and Scalise, J., "The Transformation of the U.S. Banking Industry: What a Long, Strange Trip It's Been," *Brookings Papers on Economic Activity*, Vol.2, Autumn 1995, pp.35~218.
- and Mester, L., "Inside the black box: What explains differences in the efficiencies of financial institutions?," *Journal of Banking and Finance*, Vol.21 Issue7, July 1997, pp.895~947.
- and Udell, G.F., "Relationship Lending and Lines of Credit in Small Firm Finance," *Journal of Business*, Vol.68 Issue3, July 1995, pp.351~381.
- and ———, "A More Complete Conceptual Framework for SME Finance," *Journal of Banking and Finance*, Vol.30 Issue11, Nov.2006, pp.2945~2966.
- Berkowitz, D., Pistor, K. and Jean-Francois Richard "Economic Development, Legality, and the Transplant Effect," *European Economic Review*, Vol.47 Issue1, Feb.2003, pp.165~195.
- Demirgüç-Kunt, Asli and Levine, Ross, "Bank-based and Market-based financial Systems —cross— country comparisons," Policy Research Working Paper Series 2143, The World Bank, 1999.
- and Huizinga, Harry, "Financial structure and bank profitability," Policy Research Working Paper Series 2430, The World Bank, 2000.
- and Maksimovic, V., "Funding growth in Bank-based and Market-based financial Systems: evidence from firm level data," Policy Research Working Paper Series 2432, The World Bank, 2000.
- Fauvarque-Cosson, B. and Kerhuel, A.-J., "Is Law an Economic Contest? French Reactions to the *Doing Business* World Bank Reports and Economic Analysis of the Law," Georgetown Business, Economics & Regulatory Law Research Paper No.10-10, June 2010. (*THE AMERICAN JOURNAL OF COMPARATIVE LAW*, Vol.57, 2009, pp.811~830.)
- Hoshi, T. and Kashyap, A., "The Japanese Banking Crisis: Where Did it Come from and How will it End," NBER Working Paper 7250, July 1999. (in Bernanke, B. and Rotemberg, J., *NBER Macroeconomics Annual 14*, Cambridge, 2000.) <http://www.nber.org/papers/w7250>
- La Porta, Rafael, Florencio Lopez-de-Silanes, Andrei Shleifer and Robert W. Vishny., "Legal Determinants of External

- Finance," *Journal of Finance*, Vol.52 Issue3, July, 1997, pp. 1131~1150.
- and ———, "Law and Finance," *Journal of Political Economy*, Vol.106 No.66, December, 1998, pp.1113~1155.
- and ———, "The Quality of Government," *Journal of Law, Economics and Organization*, Vol. 15 Issue1, April 1999, pp. 222~279.
- and ———, "The Economic Consequences of Legal Origins," *Journal of Economic Literature*, Vol.46 No.2, June 2008 pp.285~332.
- , Lopez-de-Silanes and Schleifer, A., "Law and Finance After a Decade of Research," in Constantinides, G., Harris, M. and Stulz, R. (eds.) , *Handbook of the Economics of Finance*, Vol. 2A, North Holland, Chap.6, pp.425~491.
- Levine, R., "The Legal Environment, Banks, and Long-Run Economic Growth," *Journal of Money Credit and Banking*, Vol.30 Issue3, Aug.1998, pp.596~620.
- , "Law, Finance, and Economic Growth," *Journal of Financial Economics*, Vol.8 Issues1-2, Jan. 1999, pp.8~35.
- Pistor, K., Keinan, Y., Kleinheisterkamp, J. and West, M., "Evolution of Corporate Law and the Transplant Effect: Lessons from Six Countries," *The World Bank Research Observer*, Vol.18 No.1, Spring 2003, pp.89~112.
- Rajan, R. and Zingales, L., "Financial Dependence and Growth," *American Economic Review*, Vol.88 Issue3, June 1998, pp.559~586.
- and ———, "The great reversals: the politics of financial development in the twenties century," *Journal of Financial Economics*, Vol.69 Issue1, 2003, pp.5~50.
- 五十嵐清 「比較法と経済学—『法的起源説 (Legal Origin Thesis)』を中心に (1) —」 『札幌法学』 第22巻第1号、2010年、pp.145~169 (a)。
- 「比較法と経済学—『法的起源説 (Legal Origin Thesis)』を中心に (2) —」 『札幌法学』 第23巻第1号、2011年、pp.211~245。
- 『比較法ハンドブック』 勁草書房、2010年12月 (b)。
- 伊丹敬之 『人本主義企業 —変わる経営 変わらぬ原理』 筑摩書房、1987年12月 (日経ビジネス人文庫、2002年3月)。
- 松尾弘 「シビル・ローとコモン・ローの混交から融合へ—法改革のためのグローバル・モデルは成立可能か— (1)」 『慶応法学』 第19号、2011年3月 (a)、pp.179~213。
- 「シビル・ローとコモン・ローの混交から融合へ—法改革のためのグローバル・モデルは成立可能か— (2)」 『慶応法学』 第20号、2011年8月 (b)、pp.145~185。
- 村上博信 「諸外国生保相互会社の株式会社化」 『生命保険経営』 第68巻第2号、2000年3月、pp.39~58。
- 大久保和正 『ロンドン：インサイドアウト (その5) 日本型金融とアメリカ型金融の特殊性』 『月刊 資本市場』 No.124、1995年12月、pp.53~56。
- 内田真人・大谷聡・川本卓司 『情報技術革新と銀行業』 日本銀行金融研究所、IMES Discussion Paper Series 2000-J-16、2000年6月
- 和辻哲郎 『風土—人間学的考察』 岩波書店、1935年 (岩波文庫、1979年)。

*) 1年有余に亘った連載 (シリーズ) を許可された地域・中小企業研究所に謝意を表するとともに、丁寧に原稿の精査・校正を重ねられた同研究所々員の方々に御礼申し上げる。無論有りうべき誤りは筆者にあることはいうまでもない。長きに亘りご愛読頂いた諸兄に感謝したい。